

原村国土強靱化地域計画

令和4年3月

原村

目次

はじめに	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の性格	2
3 計画の推進期間	3
第1章 強靱化の基本的な考え方	4
1 目標設定	4
2 強靱化を推進する上での基本的な方針	5
3 目指すべき将来像	5
第2章 地域特性と災害リスク	6
1 地域特性	6
2 本村に影響を及ぼす大規模自然災害	10
第3章 脆弱性評価	16
1 脆弱性評価の考え方	16
2 「起きてはならない最悪の事態」の設定	17
3 施策分野	18
4 現状の取り組みの分析・評価等	18
5 「起きてはならない最悪の事態」と「施策分野」の関係	19
第5章 「施策分野」ごとの推進の方針	45
第6章 強靱化の推進方針	47
1 推進体制	47
2 施策の重点化	47
3 計画の見直し	48
4 計画の進捗管理	48
(別紙1) 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果	49
(別紙2) 担当課・係一覧	74
(別紙3) 用語解説	79

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、未曾有の大災害となり、我が国のこれまでの防災・減災対策の在り方が問われることとなった。その中で、従来の防災・減災の枠を超え、国土政策、産業政策も含めた総合的な対応により大規模自然災害への備えを進める視点として、強く打ち出された理念が、「国土強靱化」である。強靱性とは「強くしなやか」という意味で、国土強靱化とは、国土や経済、地域社会が災害等にあっても致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を持つことを目指すものである。

国においては、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「基本法」という。）」が公布・施行され、平成 26 年 6 月に「国土強靱化基本計画（以下、「国計画」という。）」が策定される等、国全体で強靱化を進めていくための枠組みが整備された。

その後、国計画の策定後に発生した災害から得られた教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえて、平成 30 年 12 月には「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」を盛り込んだ国計画の見直しが行われ、令和 2 年 12 月には、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」を策定し、国土強靱化に向けた取り組みの加速化・深化が図られている。

また、長野県では平成 28 年 3 月に、基本法第 13 条に基づいた「長野県強靱化計画（以下、「県計画」という。）」を策定し、さらに平成 30 年 3 月には全庁態勢で見直しを行い、県土の強靱化に向けた施策に取り組んでいるところである。

近年、気候変動等により、自然災害が激甚化する中で、住民の生命と財産を守り、本村が発展し続けるためには、今一度、先人たちの数々の功績を想起しつつ、いかなる災害等が起ころうとも致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに復旧・復興する「しなやかさ」を併せ持つ「強靱な国土づくり」が必要である。

よって、本村における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「原村国土強靱化地域計画（以下、「本計画」という。）」を策定する。

1 計画策定の趣旨

国では平成 25 年 12 月 11 日に基本法を公布・施行し、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められ、平成 26 年 6 月 3 日には、国土の強靱化に関して関係する国の計画等の指針となる国計画が閣議決定されている。

また、長野県では平成 28 年 3 月に県計画を策定し、平成 30 年 3 月には見直しを実施した。国土強靱化のためには、国と地方が一体となってあらゆる施策を推進することが不可欠であり、本村としても、引き続き、強靱で回復力のある安心・安全なまちづくりを進めていく必要がある。

本計画は、基本法第 13 条に基づき策定するものであり、本村における国土強靱化に関し、国計画や県計画、そして原村総合計画との整合・調和を図りながら、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に関する各種施策を総合的かつ計画的に推進する各分野別計画の指針とする。

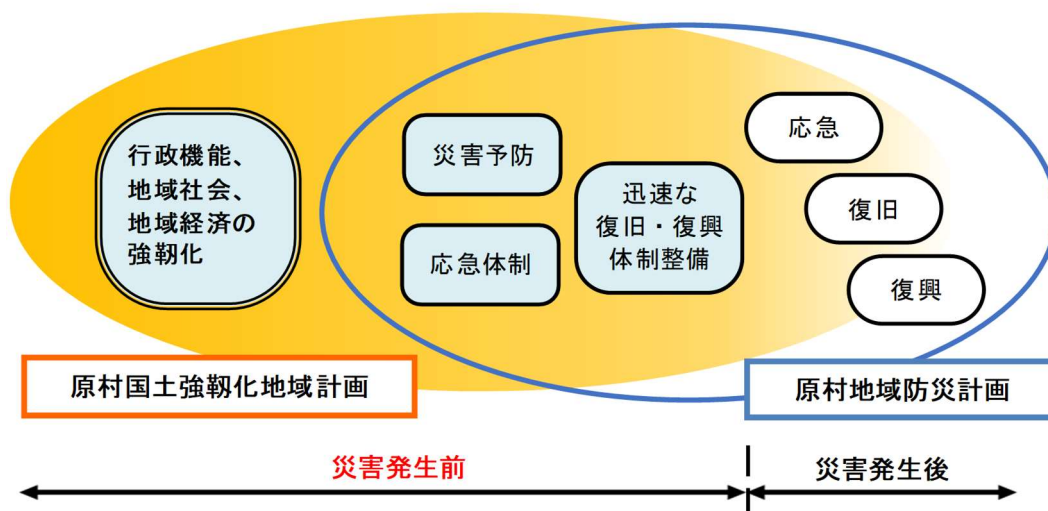
2 計画の性格

本村の防災対策を定めた計画としては、災害対策基本法に基づいて策定された「原村地域防災計画」（令和 3 年）があり、風水害、震災等の災害リスクについて、それぞれ災害予防、災害応急対策、災害復旧等について実施すべき事項が定められている。

一方、本計画は、災害リスクごとに対策を定めたものではない。発災前にあらゆるリスクを見据え、いかなる事態が発生した場合でも最悪の事態に陥ることを避けるべく、本村の行政機能や地域社会、地域経済等の強靱化を図る総合的な指針である。

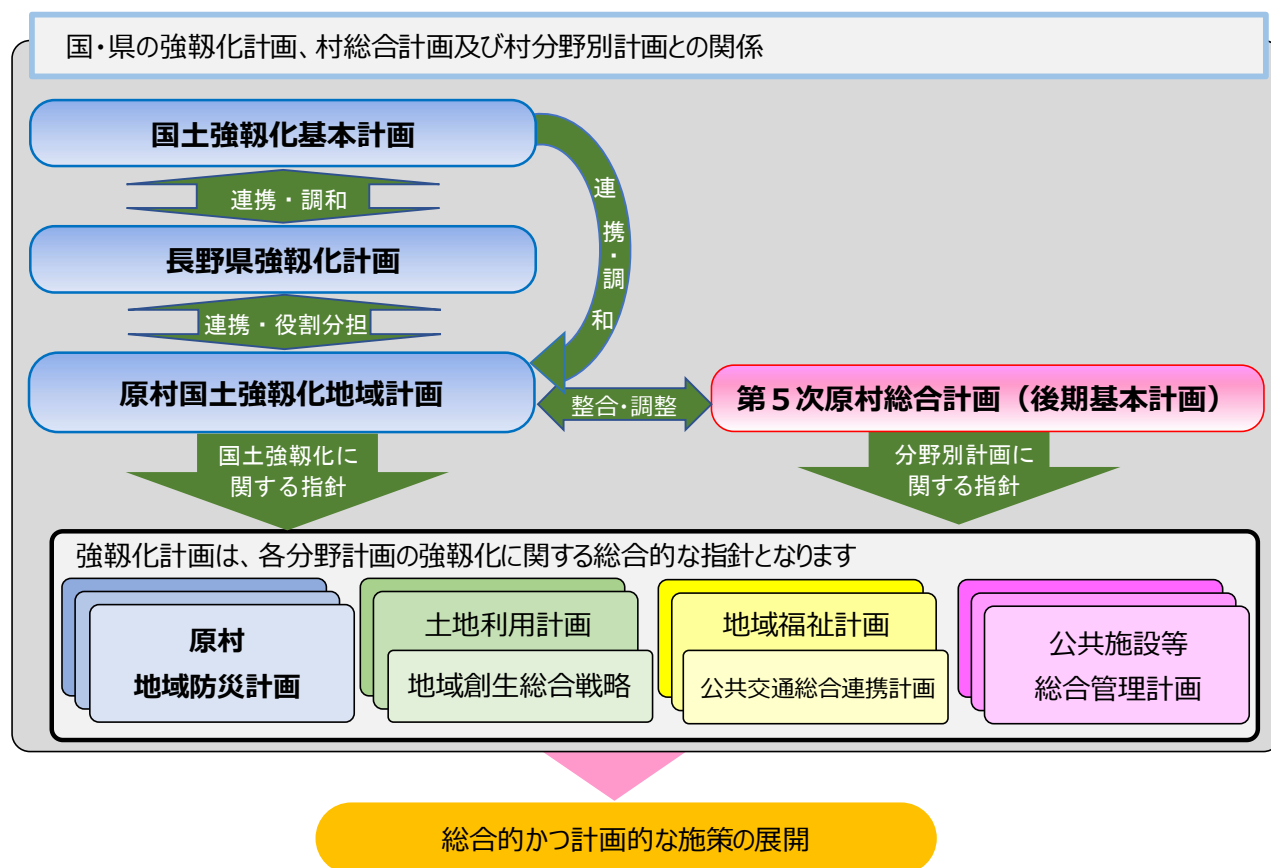
「国土強靱化地域計画」と「地域防災計画」の比較イメージ

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討の起点	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象「段階」	災害発生前	災害発生時・発生後
施策の設定方法	「起きてはならない最悪の事態」、脆弱性評価、に合わせた施策	—
施策の強靱化	○	—



また、上位計画である国計画と県計画とも密接な関係がある。基本法では、「国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない（第6条）」、また「国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない（第14条）」と規定されている。

本村の強靱化を進めるにあたっては、国、県が示す基本目標や事前に備えるべき目標等を十分に踏まえ、連携を図りながら推進方針に示す取り組みを着実に実施することで、国土の強靱化に貢献することとする。



3 計画の推進期間

計画期間は令和4年度より令和8年度までの5年間を基本とするが、状況に応じ適宜見直しを行うものとする。

第1章 強靱化の基本的な考え方

1 目標設定

本計画は、本村が民間事業者等と連携し、国、県と一体となって国土強靱化を推進することにより、本村の安全で安心な地域づくりを進めるとともに、国全体、県全体の強靱化にも貢献するために策定するものであり、基本法において、国計画、県計画との調和を保つことが定められていることから、国計画、県計画と調和する目標や基本的な方針の下で、強靱化を推進することとする。

(1)基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、

- 人命の保護が最大限図られること
- 村及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 住民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- 迅速な復旧復興を行うこと

(2)事前に備えるべき目標

- 人命の保護が最大限図られること
- 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること
- 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保すること
- 必要最低限のライフラインを確保し、これらの早期復旧を図ること
- 流通、経済活動が停滞しないこと
- 二次的な被害を発生させないこと
- 被災した方々が、元の暮らしに迅速に戻ることを

2 強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化の推進にあたっては、「原村総合計画」の内容を踏まえるとともに、以下に示す国、県の基本的な方針に留意するものとする。

(1)国土強靱化の取り組み姿勢

- ア 強靱性を損なう本質的原因を吟味した取り組み推進
- イ 時間管理概念を持ちつつ、長期的視野を持った取り組み推進
- ウ 地域間連携の強化、東京一極集中から「自律・分散・協調」型国土への転換
- エ 経済社会システムの潜在力、抵抗力、回復力、適応力の強化
- オ 適正な制度、規制の在り方を見据えた取り組み推進

(2)適切な施策の組合せ

- ア ハード・ソフト対策の適切な組合せ
- イ 「自助」、「共助」、「公助」の適切な組合せ、官民の連携と役割分担
- ウ 非常時の防災・減災等の効果のみならず、平常時にも有効活用される対策

(3)効率的な施策の推進

- ア 人口減少等に起因する国民需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえた財政資金の効率的な使用に配慮した施策の重点化
- イ 既存の社会資本の有効活用による費用の縮減、効率的な施策の推進
- ウ 民間資金の積極的活用
- エ 施設等の効率的、効果的な維持管理
- オ 人命を保護する観点からの「土地の合理的利用」の促進
- カ 科学的知見に基づく研究開発の推進と成果の普及

(4)地域の特性に応じた施策の推進

- ア コミュニティ機能の向上、強靱化の担い手が活動できる環境整備
- イ 女性、高齢者、子ども、障がいのある人、外国人等への配慮
- ウ 自然との共生、環境との調和、景観の維持への配慮

3 目指すべき将来像

人口減少、少子高齢化や社会資本の老朽化等、社会的リスクへの対応を包含しながら、平常時から大規模自然災害に対する備えを充実することにより、いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、最悪な事態に陥ることを避け、住民の生命や財産を守り、住民活動や経済活動を維持し、迅速な復旧・復興が可能となる強靱で回復力のある安全・安心なむらを目指す。

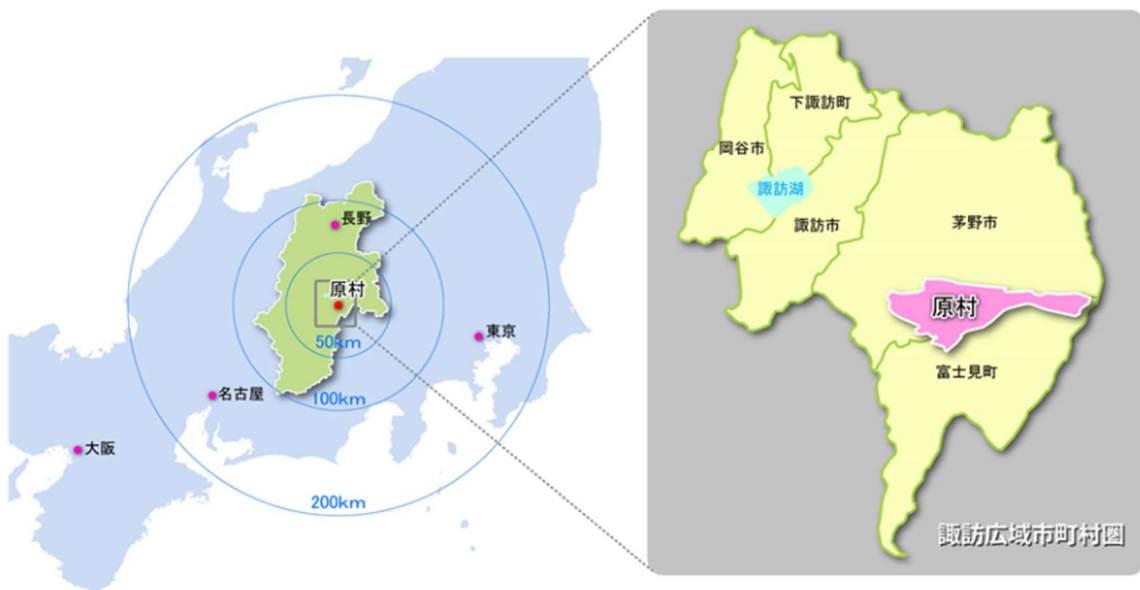
また、村機能の充実、地域コミュニティの維持・活性化を図り、村全体の強靱化を目指す。

第2章 地域特性と災害リスク

1 地域特性

(1) 地形的特性

本村は、長野県の諏訪盆地の南北に位置しており、八ヶ岳連峰西麓、標高 1,000m 前後のなだらかな高原に、東西に細長く広がっている。東に八ヶ岳連峰、北に蓼科山、北西に諏訪湖、そのはるか後方に北アルプスを望む。住民生活の中心地は、標高 900m～1,300m で、北と西は茅野市、南は富士見町と隣接している。



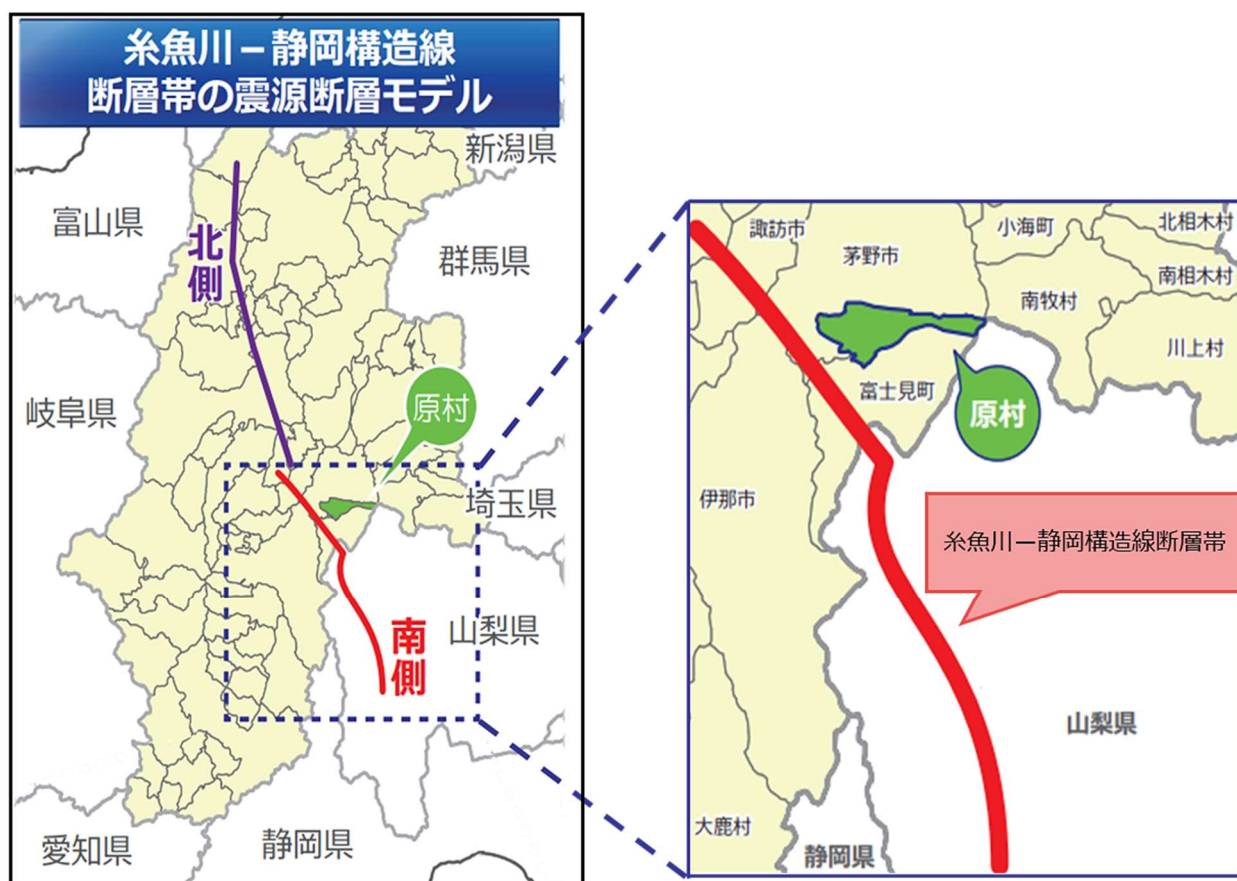
「第5次原村総合計画」(令和3年)より引用

村の面積は 43.26 km² で、農用地が 26.4%、山林・原野が 45.6% で約半分を占め、宅地は約 9% となる自然豊かな村である。

阿弥陀岳の北側を流れる柳川と南側を流れる立場川はともに急流で水量も多く、八ヶ岳の火山噴出物を侵食して深い渓谷をつくっている。本村はこの二つの川に挟まれているが、村内には山岳部から流れてくる大きな川はない。

八ヶ岳連峰の山麓は、数百万年の歴史を持つ火山群の軽石流や泥流が堆積してつくられ、水はけのよい地質となっている。村の全域にわたって火山灰土壌であるが、一部、沢地に沖積層土壌がある。本村は土地の凹凸が少なく、風の吹き抜けやすい地形となっているため、気圧傾度が大きくなると強風にさらされる。冬は北西風がときに突風を伴って吹きつけ、また台風が発生した際は南東風が強く吹く。

諏訪湖南部及び中央線小野駅西部から古町にかけて、悪質地盤が存在するものの、原村を含む茅野市から富士見町にかけては、比較的よい地盤が続いている。本村における活断層は確認されていないが、隣接する茅野市、富士見町において、糸魚川－静岡構造線断層帯(中部)が確認されている。



「原村防災マップ」より引用（一部編集）

(2) 气象的特性

本村の気象は内陸性の性質を表しており、気温の高低差が激しい点が特徴である。過去の気象データによると、夏季は冷涼な気候だが、冬季には平均最低気温が零下 15℃～17℃を記録することもある。また、降霜期が 10 月中旬～5 月中旬と 7 か月に及ぶこともある。

初雪は11月下旬で、根雪期はおよそ3か月に及ぶが、積雪は多いときで30センチと少ない。しかし、冬は非常に寒冷であり、12月～2月には40～50センチ程度凍上する。

平成3年から令和2年までの過去の降水量データによると、年平均1,271.5ミリと1年を通じて降水量は少なく、また、湿度は70%台と低い。

(3) 社会経済的特性

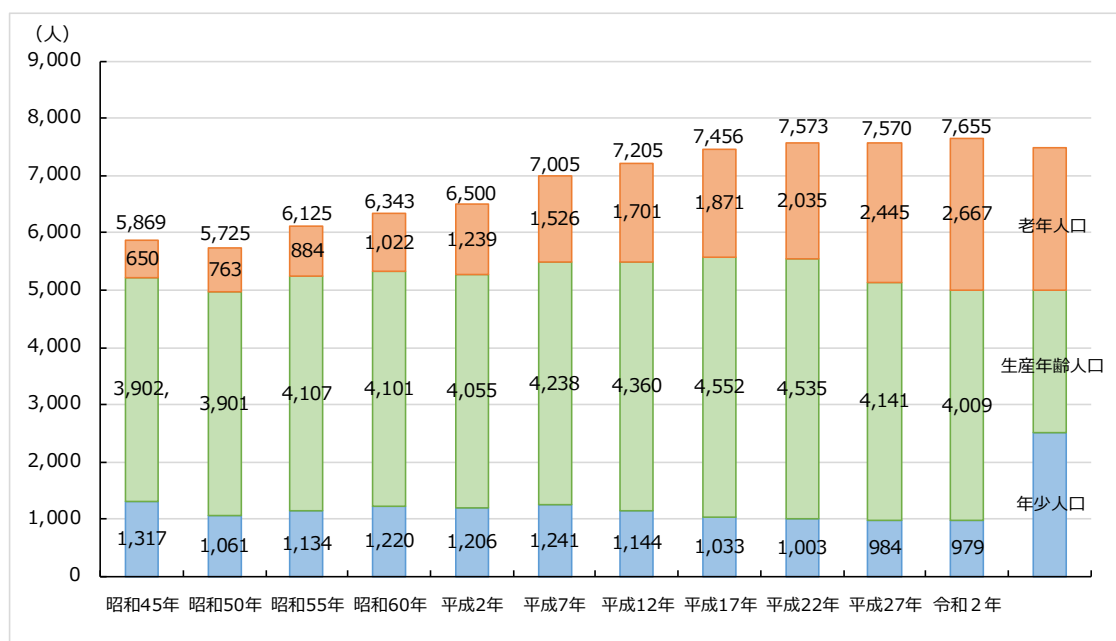
村の人口の推移は下記のとおりである。

年	世帯数	人口 (人)		
		男	女	計
昭和50年	1,447	2,763	2,962	5,725
平成2年	1,743	3,231	3,271	6,502
平成7年	1,946	3,412	3,593	7,005
平成12年	2,138	3,557	3,650	7,207
平成17年	2,401	3,669	3,787	7,456
平成22年	2,568	3,712	3,861	7,573
平成27年	2,673	3,717	3,849	7,566
令和2年	2,895	3,771	3,909	7,680

「原村地域防災計画」（令和3年）より引用、「国勢調査」より最新の値追加

本村の人口は、昭和50年には5,725人まで減少したが、平成7年～22年頃にかけて転入者が多く、徐々に人口を増やし、令和2年で7,680人（国勢調査）となった。

年齢別でみると、年少人口が12.79%、老年人口が34.84%となっており、本村においても少子高齢の人口構成となっている。



※前表との合計人数の差異は、分類不明が存在する年があるため

「原村地域防災計画」（令和3年）より引用、「国勢調査」より最新の値追加

ア 農業・産業・経済等

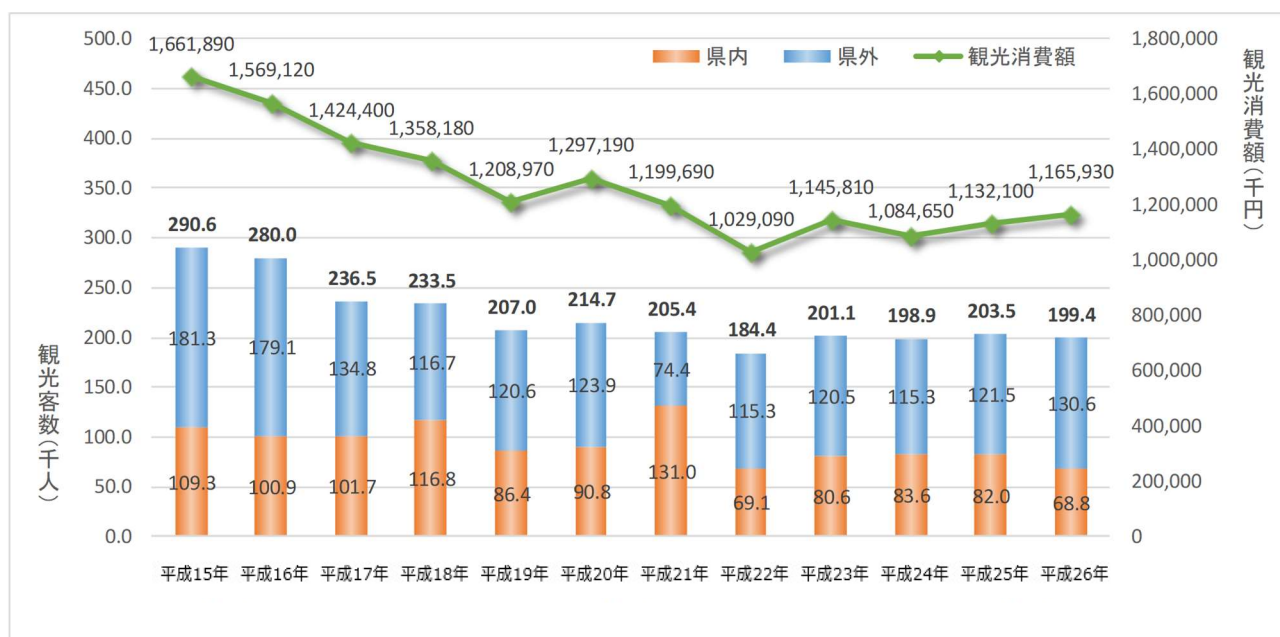
本村では、農業が基幹産業であり、生産の場となる農地は、周囲の山々と調和した村の景観形成、治山・治水に機能している。しかし近年は、収益の減少、農家の高齢化、後継者不足等の課題を抱えている。工業に関しては、中小企業を中心に 20 軒程度の事業所がある。村内外の就業者や通学者に関しては、下記のとおり、流出人口が多いが流入人口もあり、総人口に比べて昼間人口は 15%程度減少する。

	昼間人口	本村で従業・通学している人口	従業も通学もしていない人口	県内他市町村または他県から本村へ従業・通学している人口(流入人口)	県内他市町村または他県で従業・通学している人口(流出人口)
原村(人)	6,461	2,832	2,484	1,117	2,222

「平成 27 年度国勢調査」より引用

イ 観光

本村における観光は、「八ヶ岳山麓」の豊かな自然環境、首都圏から近い立地条件、別荘地やペンション等の利用から、避暑客、観光客の出入りが多い。観光資源となるペンションビレッジは、日本の規模といわれ、にぎわっていたが、近年では観光客が減少してきている。



「観光地利用者統計調査」より引用

ウ 交通

公共交通機関は、村内に鉄道の駅がなく、鉄道を利用する場合の最寄り駅は、近隣市町のＪＲ中央線「茅野駅」、「富士見駅」となる。村内には、近隣市町を結ぶセロリン号等の路線バス、中央自動車道を利用する高速バスのバス停がある。

基幹となる道路ネットワークとしては、国道 20 号に並行して走る主要地方道茅野北杜韮崎線、一般県道 5 路線及び村道のエコーライン、ズームライン等がある。

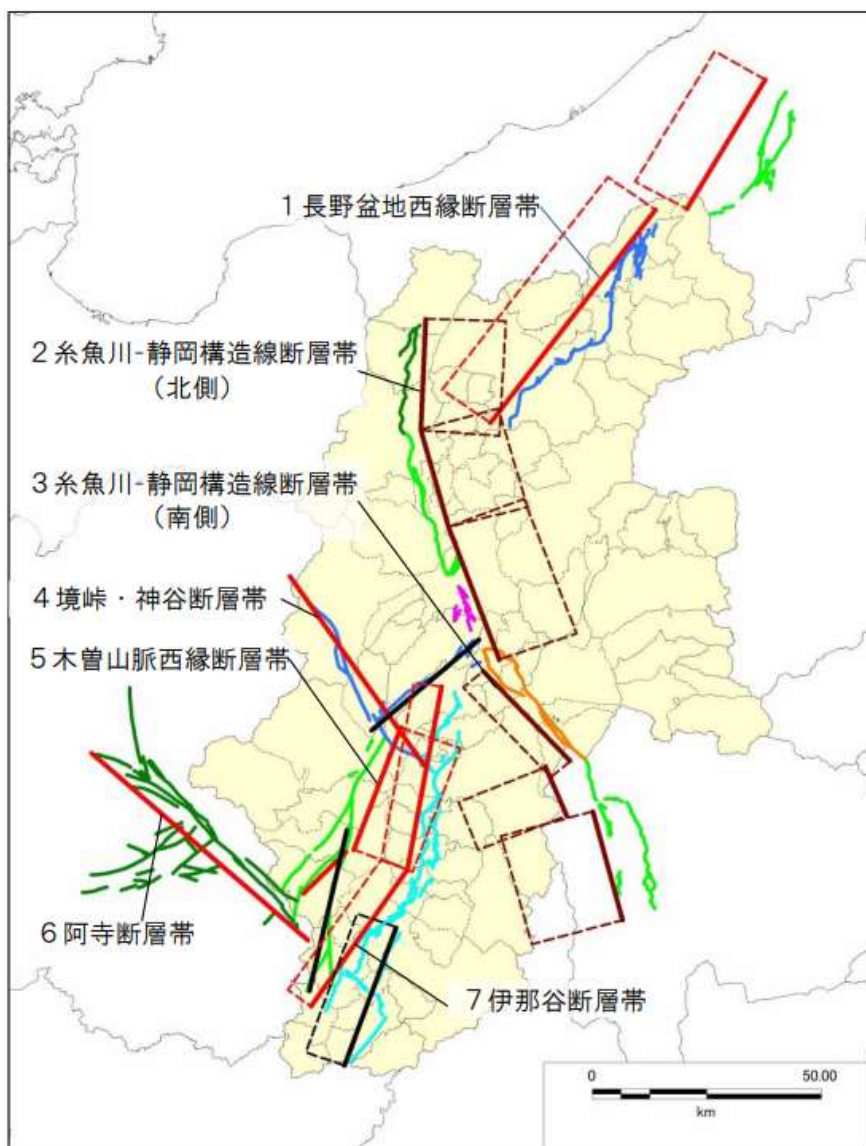
2 本村に影響を及ぼす大規模自然災害

(1) 想定されるリスクの考え方

本村での想定されるリスクは、局地的集中豪雨を含む雨による浸水害、土砂災害、台風、地震が主なものである。住民生活・社会経済に影響を及ぼすリスクとして、本計画では、大規模な自然災害を対象とする。

(2) 地震災害

長野県の活断層としては、①信濃川断層帯、②糸魚川－静岡構造線断層帯（北部）、③糸魚川－静岡構造線断層帯（中部）、④伊那谷断層帯、⑤阿寺断層帯が存在する。村内では活断層の確認はされていないが、周囲には、活断層が主に本村西部を中心に多数存在し、地震のリスクが存在する。地震の可能性については、糸魚川－静岡構造線断層帯等の活断層による地震の発生が予想される。また、本村は地震防災対策推進地域の指定を受けており、南海トラフ地震が起きた場合、震度5弱～6弱程度の地震が予想されている。



「原村地域防災計画」
(令和3年) より引用

ア 今後想定される地震

県内に被害をもたらす地震は、本村を取り巻く各断層帯だけではなく、南海トラフ巨大地震の可能性もある。本村では、断層型地震の発生確率はおおむね高くはないものの、「糸魚川－静岡構造線断層帯」は国による地震発生確率が14%と高く、なおかつ県内7つの各断層別の被害想定のうち、被害が最大となるのも「糸魚川－静岡構造線断層帯（南側）」である。

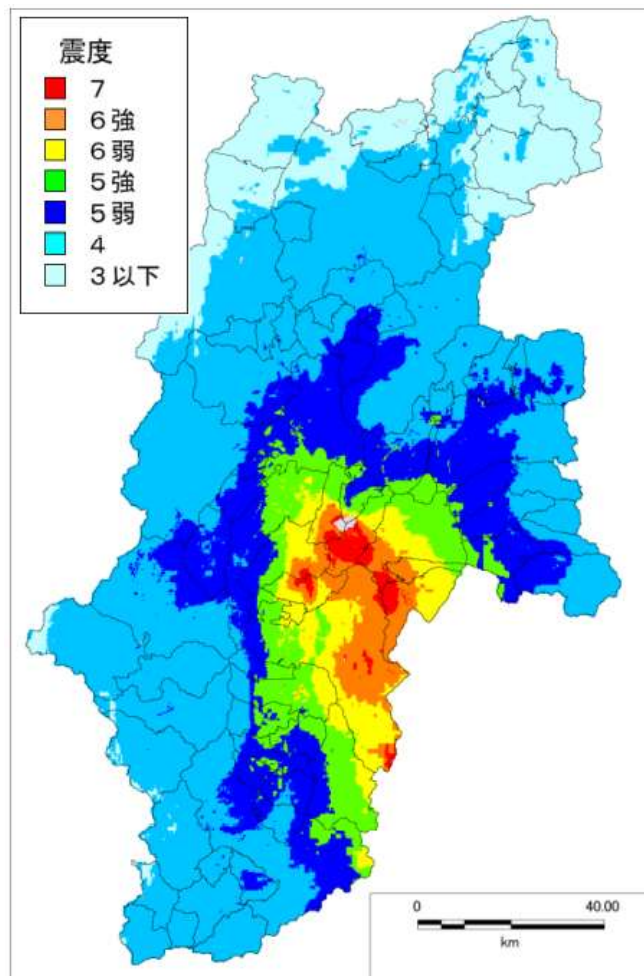
イ 地震により想定される被害

長野県地震被害想定（原村）

		長野盆地 西縁 断層帯 (信濃川 断層帯)	糸魚川－静岡構造線 断層帯			伊那谷 断層帯	阿寺 断層帯	木曽山脈 西縁 断層帯	境峠 ・神谷 断層帯	東海 地震	南海トラフ地震	
			全体	北側	南側						基本	陸側
国による 地震発生確率 (30年以内)		ほぼ0%	14%			ほぼ 0%	北部 6～11% 南部 ほぼ 0%	北部 ほぼ0% 南部 0～4%	0.02 ～13%	60～70%		
規模 (マグニチュード)		7.8	8.5	8.0	7.9	8.0	7.8	7.5	7.6	8.0	9.0	9.0
最大震度		4	6強	5弱	6強	6弱	4	5弱	5強	5強	5弱	5強
人的 被害	死者	0人	30人	わずか	40人	わずか	0人	わずか	わずか	わずか	わずか	わずか
	重傷者	0人	180人	わずか	200人	10人	0人	わずか	わずか	わずか	わずか	10人
	負傷者	0人	330人	わずか	360人	10人	0人	10人	10人	10人	10人	20人
	避難者	0人	2,070人	10人	2,400人	270人	0人	10人	20人	20人	30人	340人
建築物 被害	全壊	0棟	500棟	0棟	630棟	わずか	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	わずか
	半壊	0棟	1,230棟	0棟	1,260棟	60棟	0棟	0棟	わずか	0棟	わずか	0棟

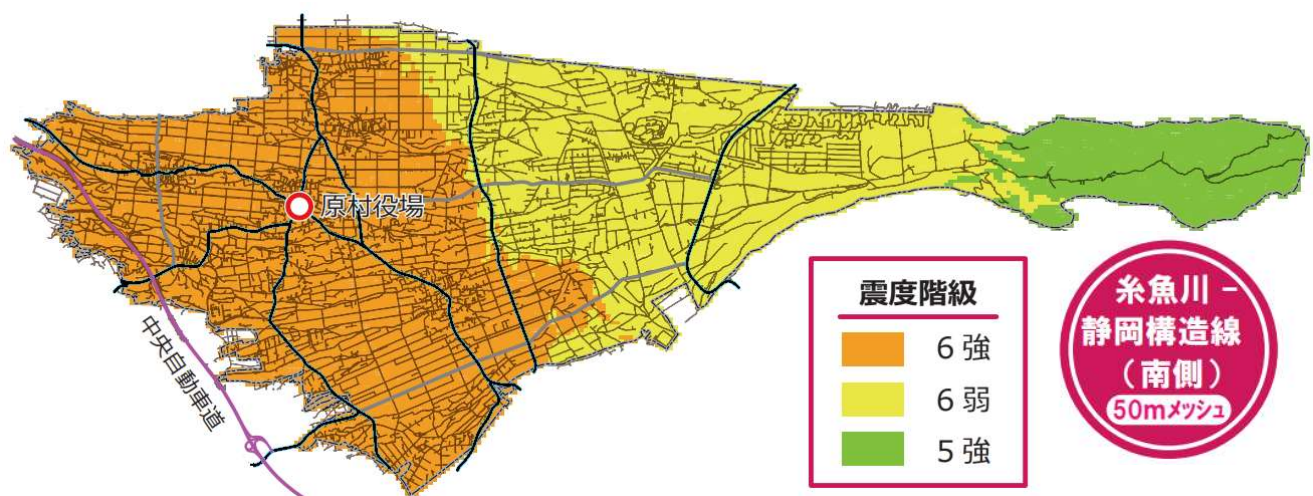
「原村地域防災計画」（令和3年）より引用

<糸魚川－静岡構造線断層帯（南側）を震源とする地震の最大震度図>



「長野県地震被害想定調査報告書」
(平成 27 年) より引用

揺れやすさマップ



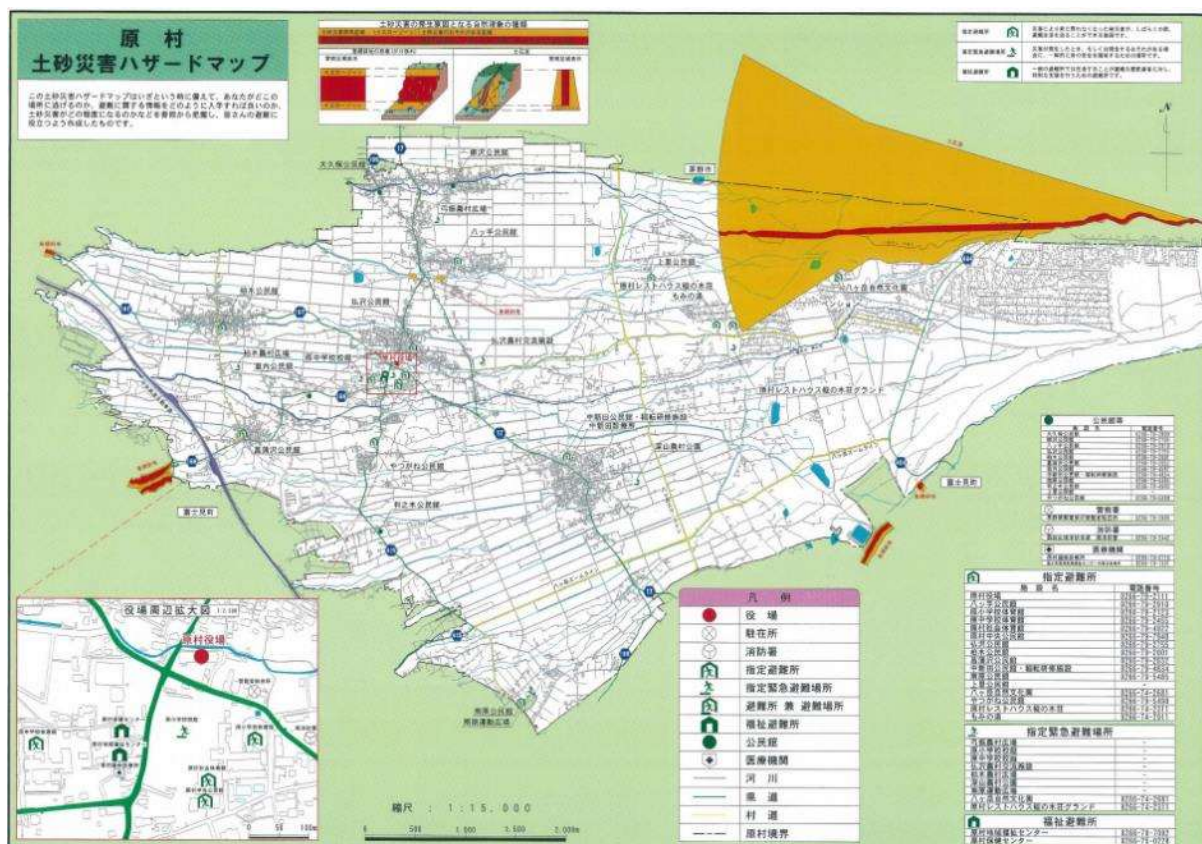
「原村ハザードマップ」より引用

(3) 風水害

ア 今後想定される水害

近年、短時間豪雨の発生回数が増加傾向にある等、雨の降り方は局地化、集中化している。さらに今後、地球温暖化等に伴う気候変動により、極端な降水がより強く、より頻繁となる可能性が非常に高いと予測されている。このため、風水害、土砂災害が頻発・激甚化することが懸念される。

平成 28 年 8 月 8 日付けで弓振川の最上部を起点に、原村中央高原屋内ゲートボール場付近から農場区・茅野市方面の扇状の範囲が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく「土砂災害警戒区域」に、同区域の弓振川付近が「土砂災害特別警戒区域」に指定された。



「原村土砂災害ハザードマップ」より引用

イ 風水害による過去の被害と想定される被害

近年は、突発的な局地的な豪雨により、毎年のように全国各地で土砂災害が発生している。暴風雨による災害、大雨による災害等では、治山、治水、砂防対策、急傾斜地崩壊等のリスクが想定される。また、強風等による被害、地すべりによる被害、山腹崩壊、地すべり等による災害が発生するおそれがある。これら災害に付随する土砂災害のリスクもある。

本村の過去の主な災害（風水害等の災害履歴）

発生年月日	災害種別	災害の内容
明治 31 年	水害	集中豪雨により弓振川氾濫、御小屋山南側がけ崩れにより大量の雨がたまり、ため池状態となり、それが一度に決壊して大洪水となる。
昭和 34 年 8 月 15 日	水害	台風第 7 号の豪雨により弓振川氾濫 重傷者 1 人 行方不明 1 人 家屋流失 6 戸、全壊 2 戸、半壊 88 戸
昭和 34 年 9 月 27 日	風害	台風第 15 号（伊勢湾台風）により雨の混ざった強風 平均風速 20m/sec 瞬間最大風速 35m/sec
昭和 36 年 6 月 29 日	水害	集中豪雨による洪水降水量 6 月 29 日 96.0 ミリ 6 月 25 日～6 月 29 日 約 320 ミリ
昭和 39 年 7 月 29 日	火災	落雷 3 か所
昭和 47 年 9 月 16 日	風害	台風第 20 号による雨混じりの風害 家屋被害全壊 14 件、半壊 98 件、一部破損 364 件
昭和 57 年 7 月 28 日～8 月 2 日	水害	集中豪雨及び台風第 10 号による雨害 集中豪雨 7 月 28 日降水量 70～80 ミリ、 台風 8 月 1 日～8 月 2 日降水量 150 ミリ
昭和 58 年 5 月 17 日 8 月 17 日・9 月 28 日	水害	5 月 17 日集中豪雨 日雨量 99 ミリ 連続雨量 137 ミリ 8 月 17 日台風第 5 号 日雨量 90 ミリ、 9 月 28 日台風第 10 号 日雨量 194 ミリ
平成 18 年 7 月 17 日、18 日、19 日	水害	集中豪雨災害 土木関係 河川 9 か所 72 ミリ 17 日 91 ミリ、18 日 105 ミリ、19 日 66 ミリ
平成 26 年 2 月 14 日、15 日	雪害	豪雪災害 積雪量 41 センチ 死亡 1 名 積雪量 11 センチ <u>ビニールハウスの倒壊</u> 
令和元年 10 月、11 日、12 日	水害	集中豪雨災害 11 日降水量 5.0 ミリ 家屋浸水 1 戸 12 日降水量 149.5 ミリ

「原村地域防災計画」（令和 3 年）より引用（一部編集）

ウ 防災をめぐる社会構造の変化と対応

近年の都市化、高齢化、情報化等社会構造の変化により災害に対する対応力の低下がうかがわれ、これらの変化に十分配慮しつつ防災対策を推進する必要がある。特に、次に掲げるような事項については十分な対応を図るよう努める。

(ア) 八ヶ岳中央高原の山林地帯の居住者が増加しているため、災害時の連絡、救助手段等の整備を進めるほか、防災に配慮した土地利用を進め、危険地域等の情報公開、建築物等の安全確保策を講じるよう努める。

(イ) 高齢者（特に独居老人）、障がい者、外国籍住民等の要配慮者の増加がみられる。要配慮者に対しては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護、救済対策等防災の様々な場面において、特別な配慮が必要である。

(ウ) ライフライン、コンピューター、情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増大がみられ、災害発生時におけるこれらへの被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすことから、これらの施設の耐震化を促進するとともに、補完的機能の充実に努める。

本村は、急流河川、急傾斜地が多く、豪雨に際して土石流、氾濫等の被害にみまわれ、護岸崩壊や沿線の農地等への被害が発生するおそれがある。

河川改修については、国・県等の関係機関と連携を図り、河川整備と安全の確保に努めてきたが、今後も、危険箇所の把握と河川管理に努め、治山事業と河川改修を推進する。

エ 実施計画

(ア) 総合的、広域的な計画の策定に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、がけ崩れ等による風水害から村域及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。

(イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備にあたっては、ネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。

(ウ) 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努める。

(エ) 風水害に強い村域の形成を図るため、次の事項に十分配慮し、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業を総合的、計画的に推進する。

① 当面の目標として、中規模の洪水（30～40年に一度発生する規模の降雨による洪水）に対応できる比較的大きな河川の整備、及び時間雨量 50 ミリの降雨に対する河川の整備を推進する。

② 一度発生すると壊滅的な被害になることが多い土砂災害について、その対策を推進する。

③ 台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する山地治山、地すべり防止施設等の整備を推進する。また、山地災害の発生を防止するため森林の造成を図る。

④ 治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による風水害対策を実施する場合は、環境や景観への配慮をする。

オ 老朽化した社会資本について、「長寿命化計画」の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

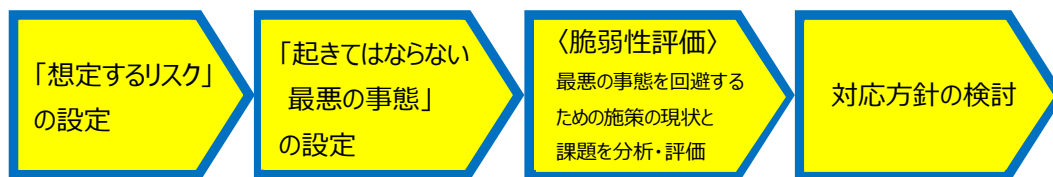
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

「強靱」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、私たちの国土や経済、暮らしが、災害や事故等により致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことである。

国計画、県計画では、「強靱性」の反対語である「脆弱性」を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対して、強く、しなやかに対応するための方策を検討している。

本計画策定に際しても、国が実施した手法を踏まえ、以下の枠組み及び手順により、脆弱性の評価を行い、対応方策を検討する。



2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

本村で想定される災害リスクを踏まえ、当該災害に起因して発生することが懸念される、基本目標を達成する上で何としても回避すべき事態として、7つの「事前に備えるべき目標」の下に、31の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1 人命の保護が最大限図られること	1-1 住宅の倒壊や、住宅地の火災による死傷者の発生
	1-2 多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生
	1-3 河川の氾濫に伴う住宅等の建築物の浸水
	1-4 土砂災害、地すべり等による死傷者の発生
	1-5 地震等による観光客等の死傷者の発生
	1-6 避難指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生
2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること	2-1 長期にわたる孤立集落等の発生
	2-2 消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足
	2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-4 医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能のまひ
	2-5 被災地における感染症・疫病等の大規模発生
3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保すること	3-1 村役場をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下
	3-2 停電、通信施設の倒壊による情報通信のまひ・長期停止
	3-3 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	3-4 災害時における村診療所等の倒壊等による医療機能の大幅な低下や停止
4 必要最低限のライフラインを確保し、これらの早期復旧を図ること	4-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
	4-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
	4-3 地域交通ネットワークが分断する事態
5 流通、経済活動が停滞しないこと	5-1 交通ネットワークの機能停止
	5-2 食料・飲料水等の安定供給の停滞
	5-3 大規模地震による農業施設の倒壊等及び被害拡大と長期間にわたる農業の停滞
6 二次的な被害を発生させないこと	6-1 土石流、地すべり等による二次災害の発生
	6-2 農業用水路、ため池、ダム等の損壊・機能不全による水利用の制限
	6-3 有害物質の大規模拡散・流出
	6-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	6-5 風評被害による観光客の減少と、地域農産物等の買い控えや市場価格の下落
	6-6 避難所等における感染症のまん延等環境の悪化
7 被災した方々が、元の暮らしに迅速に戻ることに	7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-2 道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-3 倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態
	7-4 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

3 施策分野

11の施策分野ごとの推進方針（国土強靱化に関する施策の基本的な指針）を次のとおり定める。各分野の推進方針は、脆弱性評価の結果を踏まえ、基本目標及び事前に備えるべき目標に照らし、必要な対応を施策の分野ごとにまとめたものであり、それぞれの分野間には相互依存関係があるため、各分野における施策の推進にあたっては、所管課を明確にした上で全庁的な推進体制を構築して関連する情報や進捗管理を共有し、また、必要に応じて関係するほかの機関等と積極的に協議する等、施策の実効性・効率性が確保できるよう十分に配慮するものとする。

強靱化施策分野		概要
個別 施策 分野	① 行政機能／消防／防災教育等	災害対策本部機能、防災意識向上、防災教育、水道
	② 住宅・集落	耐震化、避難・被災生活対応、電力
	③ 保健医療・福祉	衛生管理、感染症対策、要配慮者の保護
	④ 産業	事業所の耐災害力向上
	⑤ 情報通信	命を守る情報
	⑥ 交通・物流	緊急輸送対策、各種施設の維持
	⑦ 農林水産	農業・集落、農地の保持
	⑧ 村域保全	土砂災害対策、水質の保持
横断的 分野	⑨ リスクコミュニケーション	防災力向上、避難支援の仕組み、災害に備える連携
	⑩ 官民連携	民間の協力、事業所の耐災害力向上
	⑪ 老朽化対策	公共建築物・土木構造物等の耐災害化

4 現状の取り組みの分析・評価等

設定した31の「起きてはならない最悪の事態」の回避に向けた課題を、関連のある計画間の連携を含めて分析した。

なお、脆弱性評価の結果は、「（別紙1）「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果」のとおりである。

5 「起きてはならない最悪の事態」と「施策分野」の関係

	個別施策分野								横断的 分野		
	① 行政機能 ／消防 ／防災教育等	② 住宅・集落	③ 保健医療・福祉	④ 産業	⑤ 情報通信	⑥ 交通・物流	⑦ 農林水産	⑧ 村域保全	⑨ リスクコミュニケーション	⑩ 官民連携	⑪ 老朽化対策
起きてはならない最悪の事態											
1-1 住宅の倒壊や、住宅地の火災による死傷者の発生	●	●								●	●
1-2 多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生	●	●	●							●	●
1-3 河川の氾濫に伴う住宅等の建築物の浸水							●	●			
1-4 土砂災害、地すべり等による死傷者の発生							●	●			●
1-5 地震等による観光客等の死傷者の発生	●					●					
1-6 避難指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生	●		●						●		
2-1 長期にわたる孤立集落等の発生	●		●			●		●			
2-2 消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足	●					●			●		
2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶				●					●		
2-4 医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能のまひ			●						●		
2-5 被災地における感染症・疫病等の大規模発生			●						●		
3-1 村役場をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下	●				●				●	●	
3-2 停電、通信施設の倒壊による情報通信のまひ・長期停止					●						
3-3 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態					●						
3-4 災害時における村診療所等の倒壊等による医療機能の大幅な低下や停止			●						●		
4-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止		●		●					●		
4-2 上水道等の長期間にわたる供給停止				●					●		
4-3 地域交通ネットワークが分断する事態						●					
5-1 交通ネットワークの機能停止						●					
5-2 食料・飲料水等の安定供給の停滞		●									
5-3 大規模地震による農業施設の倒壊等及び被害拡大と長期間にわたる農業の停滞			●				●		●		
6-1 土石流、地すべり等による二次災害の発生								●			
6-2 農業用水路、ため池、ダム等の損壊・機能不全による水利用の制限							●		●		
6-3 有害物質の大規模拡散・流出			●				●				
6-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大							●				
6-5 風評被害による観光客の減少と、地域農産物等の買い控えや市場価格の下落							●		●		
6-6 避難所等における感染症のまん延等環境の悪化			●						●		
7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態								●			●
7-2 道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態						●					
7-3 倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態	●								●		
7-4 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	●		●						●	●	

事前に備えるべき目標 1 :

人命の保護が最大限図られること

1-1) 住宅の倒壊や、住宅地の火災による死傷者の発生

脆弱性分析:p.49

地震防災訓練の実施

施策分野：①⑨

① 住民の防災意識の高揚を図るため、住民参加型の地震防災訓練実施

今後の方針

令和4年度で全地区（15 地区）の訓練が終了する予定である。各地区で定期的に充実した内容の訓練を行うように意識啓発や指導を行い、必要に応じて資機材の貸出しや職員の立ち合い及び助言を行う。また、毎年実施している村の総合防災訓練を継続し、住民の一層の参加を募り、防災意識の醸成に努める。

防災体制の普及・啓発

重点

施策分野：①⑨

① 日頃の災害への備えや最新の情報等について、村ホームページや「広報はら」を用いて、広く住民に周知を推進

今後の方針

梅雨、台風、雪等の災害の発生が多い時期に合わせた災害情報や災害に対する備え及び避難情報等について、村ホームページ、「広報はら」等取りうる手段を用いて周知を行う。令和3年5月からの新たな避難情報について、避難行動フロー・避難のポイントを周知しており、住民への一層の浸透を図る。

建築物等の耐震対策の推進

重点

施策分野：②⑨⑩

① 村営住宅の安全性の確保・向上を図るため、建て替えや改善事業等を実施

今後の方針

令和5年度の国の村営住宅等関連事業推進事業費補助金を申請するために必要な準備を進める。また、同時に村営住宅の改善事業について優先順位を付け着実に進めるべく、検討を行う。

住宅・建築物の地震に対する安全性の向上のため、引き続き、「原村木造住宅耐震診断士派遣事業耐震診断」「原村耐震改修事業補助金交付事業」の活用と、耐震改修促進税制等の周知により、木造住宅等の耐震化を促進

今後の方針

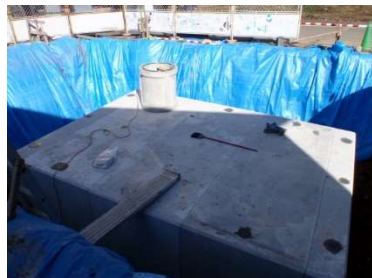
令和3年度現在、耐震診断士派遣事業、耐震改修事業補助金交付事業を行っている。耐震診断は平成16年度から令和2年度までに、避難助産院を含めて247件を、耐震改修は4件を行っている。村内には、依然として木造住宅が多数あるため、地震に備えた耐震診断、耐震改修の重要性について説明し、耐震化を推進する。

小中学校、保育園の校舎、体育館等学校施設の安全確保及び避難所としての防災機能強化を図るため、これら施設の耐震対策（吊り天井等の非構造部材を含む）の推進と適切な維持管理の実施	
今後の方針	原村公共施設等総合整備計画及び原村公共施設個別施設計画の事業実施計画を基本として、小中学校、保育園の校舎、体育館等学校施設の改修を実施していく。 小中学校の最も古い教室棟は、耐用年数 80 年のところ、令和 3 年度現在で建設後 52 年を経過している。このため、「原村公共施設等総合管理計画」に基づき、耐用年数までの完了を目標とした大規模改修等による延命について検討する。 サンテラス（原村保育園の園児の登降園や園庭への出入口となる外廊下）は大量の雪が積もると潰れる危険性がある。また、床板は木が朽ちていることから、令和 4 年度に改修工事を行う予定である。

1-2) 多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生

脆弱性分析:p.50

役場庁舎等の耐震化		重点	施策分野：①
① 役場をはじめとする災害拠点施設等を含む村有施設の安全性を確保するため、耐震改修及び解体等を実施し、適切な維持管理を実施			
今後の方針	役場庁舎内の屋内消火栓ポンプの取替えは令和 5 年度施工を予定している。その他、ボイラー設備等の更新工事は、実施の検討を進める。 「原村公共施設等総合管理計画」及び「原村公共施設個別施設計画」の事業計画を基本として改修を実施していく。	原村役場庁舎 	

地域防災力の強化		重点	施策分野：①
① 消防・防災体制の充実のため、村が整備した備蓄庫、耐震性貯水槽、防火水槽等の整備の推進			
今後の方針	村内には 85 基の防火貯水槽が整備され、そのうち 1 基が耐震性貯水槽である。また、村内には原村消防団の消防屯所 8 棟と消防器具置場 3 棟が整備されている。村内の貯水槽には、経年劣化により漏水が認められる箇所があり、引き続き修繕工事を行っていく。また、屯所等は計画的に更新を行う。	防火水槽 	

災害に強いまちづくりの推進

重点

施策分野：②

① 危険な空家の解消を図るため、空家対策を推進

今後の方針

各地区の区長や自治会長への聴取や、状況調査等による空家状況の把握に努めるとともに、空家等対策計画の策定も視野に入れ、空家等に関する施策の実施に関する基本的な指針を定める。

福祉避難所等の運営体制の充実等

重点

施策分野：②⑨⑩

① 災害時において避難行動要支援者の円滑な避難を行うため、引き続き地震防災訓練等を通じて、要配慮者を対象とした避難所の設置・運営訓練の実施等を推進

今後の方針

要配慮者の対応能力向上及び避難体制の強化を図るため、民生・児童委員、自主防災組織、地区、村が連携した防災訓練を実施すべく検討を行う。
村と村社会福祉協議会で協力し、全地区で少なくとも3年に一度は防災訓練を実施できるよう検討する。

1-3) 河川の氾濫に伴う住宅等の建築物の浸水

脆弱性分析:p.52

農地の保全等による災害対策の推進

施策分野：⑦

① 農地の浸水が懸念される地域において、排水機場等の農業用水利施設等の整備と大規模な災害発生時にも営農活動が継続される体制構築

今後の方針

集中豪雨災害発生時の農地保全方法について検討する。水利の管理について、関係団体と連携を取り、迅速な対応を目指す。

水防対策の推進

施策分野：⑧

① 洪水災害を未然に防止するため、引き続き必要な改良等の対策、河川施設の長寿命化を国、県に要望

今後の方針

災害被害を極力小さくするため、緊急度の高いものから護岸整備、河川、水路の保全を計画的に実施する。また、県に対しても継続して、問題箇所の指摘と対応の要望を伝える。職員だけでは知りえない情報等を、地元地区及び住民から提供していただき、それを生かした対策を講じていく。

② 水害から住民の生命を守るため、引き続き水防用資材の定期的な更新と備蓄の実施

今後の方針

備蓄土のうは、経年劣化により使用できないことが考えられるため、適正に点検を行う。また、備蓄数増について検討し、水防工法に備える。水防工法は時代とともに変化しており、適切な水防用資材を備蓄し、的確な水防活動等を行う。

土砂災害対策の推進

重点

施策分野：⑦⑪

- ① 森林の山地災害防止機能を確保するための整備を適切に実施。治山事業の推進と治山施設の長寿命化、適正な維持・管理を行うよう国・県に要望

今後の方針

村内を頻繁に巡視し、環境の変化を見落とすことのないよう観察し、不審な点を見つけたときは迅速に対応する。災害級の大雨、若しくは大きな地震があった際に、住民の生命と財産を守るように、危険箇所土砂崩れを検知する装置を設置する。弓振川上流の砂防施設設置を早期に完成できるよう、積極的に県へ要望を行う。

農地の保全等による災害対策の推進

施策分野：⑦⑪

- ① 農業生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、農地保全対策や農業水利施設等の点検・調査を進めるとともに、耐震化対策や長寿命化対策について計画的な整備の実施。また、農地や農業用施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災、復旧活動の体制整備の推進

今後の方針

農業用施設等について、地元関係団体が主となり保全管理をしている。村は平成 30 年度から令和 3 年度において、基幹的水利施設の「長寿命化計画」を立て、順次対策工事を実施予定であるが、財政負担の平準化をしつつ、施設保全を図る。災害における施設等の復旧については、地元関係団体と連携して対応しており、今後も継続する。農業用水路のうち、「長寿命化計画」に入っていない支線水路等については、地元関係区と調整を取り整備が進む方策を検討する。

農業・農村の多面的機能の維持・増進

施策分野：⑦⑧

- ① 農業・農村の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、実情に応じた荒廃農地の再生の実施、農地中間管理機構等を活用した農地の流動化や担い手のニーズに合った集積、引き続き、荒廃農地の発生防止・解消対策を推進

今後の方針

農地の流動化・担い手への土地の集積や荒廃農地の発生防止・解消については、継続して取り組む。今後は、農業者に対して農地中間管理事業について広報をすることで、広く周知を進める。

1-5) 地震等による観光客等の死傷者の発生

脆弱性分析:p.53

防災体制の充実・強化

重点

施策分野：①

- 他自治体との連携を強化することにより、本村に起こりうる大規模災害に適切に対応できる
- ① 体制の充実を図るため、引き続き必要な協定の締結を推進。定期的な連絡会議、広域連携に係る訓練等に参加し、他自治体と「顔の見える関係」の構築に努め、課題の把握や改善を推進

今後の方針

県内全域が被災した場合に備え、県外の自治体と災害時応援協定の締結を推進する。また、諏訪広域防災担当者会議等を通じて、近隣市町村とのより密接な関係の構築に努めていく。

災害時応急対策の推進

施策分野：⑥⑩

- ① 災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務を実施するため、建設関係団体との連絡体制等を常に最新のものになるよう随時協定を更新

今後の方針

災害被害を最小にとどめ、災害からの復旧も迅速に行えるよう、原村建設業協同組合と密に協議を行い、協定内容を精査し、時代に合った最新の協定を策定する。地震災害発生による被災規模等をできる限り詳細に想定し、その結果を周知し、意思疎通を図っていく。

1-6) 避難指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生

脆弱性分析:p.53

災害時要配慮者等の支援体制の充実

重点

施策分野：③⑨

- ① 発災時に要配慮者を守るため、避難訓練の実施を促進するとともに、学校での防災意識の啓発と保健センターの安全確保を推進

今後の方針

「原村地域防災計画」（令和3年）に基づき、原村地域福祉センター・原村保健センターにおける大規模地震に対応した訓練を実施する。また、児童・生徒の防災意識の啓発と高揚を目的に継続して実施していく。

保健センターは、要配慮者を含め住民が広く利用する施設であることから、今後、非常電源の設置と、検診実施時に災害が発生したと仮定した避難訓練の実施の検討を進める。

福祉センターと保健センター



② 避難行動要支援者台帳の作成、「原村障がい者等防災・避難マニュアル」の改訂、災害時要配慮者等の支援体制の充実	
今後の方針	「原村障がい者等防災・避難マニュアル」の更新作業を実施し、支援体制の充実を図るべく、検討を進める。避難行動要支援者台帳についても、継続して最新の状態に更新していく。
③ 災害時の聴覚障がい者に対する情報支援のため、県の「手話通訳者・要約筆記者の派遣」等、具体的な検討を実施。また、新たに発達障がい者が情報支援の対象として国の方針に位置づけられたことを踏まえ、支援体制をどのようにしていくか検討	
今後の方針	今後、手話通訳を必要とする者がいる場合の対応や、発達障がい者への災害時情報提供の方法について、庁内で検討し、支援体制構築・整備に努める。

防災体制の普及・啓発		重点	施策分野：①⑨
① 日頃の災害への備えや身を守る行動等を学ぶ防災教育について、幼少期から、学校や防災組織等を通じ推進			
今後の方針	災害時に適切な避難行動ができるよう、避難訓練及び防災学習について継続して行う。教育委員会と各学校での情報の伝達と共有について、より確かな連携が取れるように協議を進める。		

事前に備えるべき目標2：

負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること

2-1) 長期にわたる孤立集落等の発生

脆弱性分析:p.55

地域防災力の強化		重点	施策分野：①⑨
災害対応用のブルーシート、毛布、簡易トイレ等の備蓄体制の充実を図るため、県と連携し			
① た備蓄必要量の継続確保に向けた備蓄の基本的な考え方を検討する等、引き続き備蓄資機材の確保を推進			
今後の方針	令和３年度現在で、ブルーシート、毛布、簡易トイレは一定数備蓄できている状況にある。災害が頻発している状況を鑑み、ブルーシート、毛布、簡易トイレ等の備蓄を引き続き推進するとともに、協定による資器材の確保体制を強化する。		
② 村立小中学校における避難所運営体制の整備を図るため、備蓄品の整備等について県と連携し推進			
今後の方針	小中学校に備蓄品を配備するスペースの確保に努める。また、小中学校に避難所が開設された際に迅速に対応できるよう、防災資器材及び水・食料等の備蓄を推進する。小中学校での訓練内容に家庭内備蓄を推進する内容等を盛り込み、防災意識の高揚を図る。		
③ 避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施と家庭での備蓄促進			
今後の方針	村として各自主防災組織で実施する訓練に参加し、資器材の貸出しや助言を引き続き行う。また、自主防災組織防災活動支援補助金の周知に努め、資器材の整備及び防災士の資格取得を推進する。		
④ 在宅避難での備蓄促進を防災訓練や広報誌等で啓発。家庭での保存食の備蓄を推奨			
今後の方針	防災訓練や「広報はら」を通じて、食料備蓄の重要性と高齢者用、乳幼児用等の各世帯構成に応じた食料備蓄の重要性の啓発を引き続き推進する。また、住民へ災害時に備えた生活必需品等の備蓄及び避難に備えた非常持ち出し袋の準備を促進する。		

総合防災訓練（令和2年度）



	災害時応急対策の推進 施策分野：①⑨	
	① 災害時、迅速に応急仮設住宅及び賃貸住宅、宿泊施設等を確保するため、事務処理手順や県との連絡体制の構築を推進	
	今後の方針	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から分散避難が必要になる。また要配慮者が環境の整った宿泊施設等へ避難できるよう協定等の締結を検討する。 公営住宅緊急入居について「原村地域防災計画」内での記載について検討する。その上で、災害時等緊急を要する場合の公営住宅への緊急入居手順を、具体的に検討する。
	社会福祉施設の防災資機材等の整備 重点 施策分野：③	
	① 高齢者施設、障がい者福祉施設等における防災資機材等の整備推進・促進	
	今後の方針	施設における防災資機材等の整備について、庁内で必要性について検討を進める。
	災害時保健医療体制の整備 重点 施策分野：③	
	① 災害時の人工透析医療提供体制の維持・整備のため、引き続き要配慮者台帳の整備、支援計画作成を推進	
	今後の方針	要配慮者台帳の整備と、支援計画作成を推進し、その上で、災害時の医療施設等への迅速な受入れ要請等、関係機関が連携した体制を整備する。
	災害時に備えた道路ネットワークの整備 施策分野：⑥⑨	
	① 災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援活動を支える道路の確保を図るため、引き続き道路の整備を実施。災害に強い道路網や沿線地域住民の避難路の確保につながる「生活道路」整備の推進と、県への整備要望を実施	
	今後の方針	村で対応できる箇所については、緊急度の高いところから順次道路改良及び維持補修を実施する。一部の緊急車両が通行できない箇所がある県道弘沢茅野線の別ルート建設を県に要望していく。
	緊急物資や燃料の確保 施策分野：⑥⑨	
	① 災害発生時に生活必需物資を速やかに調達するため、協定締結小売業者等と協定内容の見直し及び新規締結の実施。村外、県外からの救援物資の受入れ、保管・管理、払い出し、輸送については、運送業者、倉庫業者、自衛隊との連携も含め、計画的に推進	
	今後の方針	令和3年度現在、「原村地域防災計画（令和3年）」をもとに、人口の5%程度が生活必需品等を確保できない状況を想定して備蓄・調達体制の整備を進めている。村での生活必需品の備蓄を推進するとともに、協定による物資の確保体制を引き続き強化する。各団体や業者等との必要な協定締結を進める。また、災害発生時の救援物資受入れ体制の確認については継続して行っていく。

災害時に備えた道路ネットワークの整備

施策分野：⑥

基幹農道は、大規模地震や豪雨災害等の発生時には避難路や緊急輸送路としての補助的な役割も担う。県と連携を図り、計画的に重要度の高い農道の施設について長寿命化、耐震化対策を推進

今後の方針

村内の農道は、災害時対応に必要なだけでなく、平常時から交通量が多い重要な路線であるため、道路施設維持に努める。また、計画的な林道整備事業を推進する。

② 災害発生時の代替輸送路や地域の孤立防止対策として林道を有効活用できるよう、引き続き林道の整備や林道施設の長寿命化・機能強化を推進

今後の方針

計画的な林道整備事業について、庁内で検討を進める。走行に支障が出るのが予想される箇所をリストアップし、計画的に補修を行っていく。

救助・救急体制の強化

施策分野：①⑨

① 災害対応力強化のため、引き続き災害時の救出及び救助活動に従事する消防団員に必要な装備資機材の整備を推進

今後の方針

県消防協会及び諏訪消防協会と連携し、消防団への資機材配備支援を継続する。消防団員へ貸与する個人装備の充実を図り、資機材導入後の取扱い訓練を定期的実施して、消防団員の育成強化を図る。

② 消防団員の確保対策及び消防団の活性化のため、広報の実施と消防団活性化施策の見直し

今後の方針

県消防協会及び諏訪消防協会と連携し、消防団への支援を継続する。消防団員の負担軽減のため、訓練や行事等、活動内容の在り方について調査研究し、魅力ある消防団を目指す。さらに、様々な機会を捉え、消防団員（女性の消防団員を含む）の加入促進を継続する。

③ 地域の防災力を強化するため、コミュニティ助成事業の利用による自主防災組織の防災資機材等の整備を推進

今後の方針

自主防災組織の新型コロナウイルス感染症対策を講じるためのパーティションやアルコールディスペンサー等の整備を促進する。また、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用した、「原村区及び自治会の新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金」の交付を実施し、新型コロナウイルス感染症対策として必要な資器材の整備を促進した。今後は「原村自主防災組織防災活動支援補助金」を活用した、資器材整備や新型コロナウイルス感染症対策を村と自主防災組織で相談し進めていく。

④ 長野県災害医療活動計画等に基づき、DMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）、及びDHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）等の要請手順の確認、受入れ体制の整備

今後の方針

災害発生時は、必要に応じ諏訪広域消防が出動要請を行う。県、諏訪広域消防と連携し、関係チーム等との災害時における連携について調査研究を進める。

大規模地震等の発生時等に、「長野県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、県消防	
⑤ 防災ヘリコプターによる人員搬送や物資輸送、ドクターヘリの運用が円滑に行えるよう、引き続き消防本部と連携を図り、ヘリポートの確保・整備を推進	
今後の方針	「ヘリコプターの運用計画」に基づき、諏訪広域消防と連携し必要に応じ各ヘリコプターの迅速な出動要請を行う。また、県、諏訪広域消防と連携し、県消防防災ヘリコプター、信州ドクターヘリの出動を要請した場合の各種ヘリポートの選定や必要な人員配置及び適切な措置を行う。
⑥ 大規模災害時に村外からの燃料供給が断たれた場合においても、救援・救助活動等を間断なく実施するため、緊急車両等に供給する燃料を、村内に備蓄し、燃料の安定供給を確保	
今後の方針	長野県石油組合商業組合、長野県石油商業組合諏訪支部と協定を締結し優先かつ安定的な燃料を確保している。災害発生時に応急活動が実施できるように燃料を備蓄するスペースの確保と、災害時用燃料の備蓄を検討する。

福祉避難所等の運営体制の充実等		重点	施策分野：①⑨
① 災害時要配慮者の避難誘導、移送訓練等実施の推進。避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等の確認の推進			
今後の方針	災害発生時に要配慮者の避難誘導が迅速にできるようマニュアルを作成する。「災害時住民支え合いマップ」の活用や「要配慮者支援計画」策定について、「原村地域防災計画（令和3年）」に沿い、検討を進める。場合によっては、避難支援等関係者にも協力を要請する。		

2-3) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

脆弱性分析:p.58

帰宅困難者・滞留旅客等の保護		施策分野：④⑨
① 災害時に帰宅困難者、滞留者及び孤立集落の住民の搬送体制を構築するため、定期的に交通関係者と協議を行い、より適切な意識共有と連絡体制の確立を実施		
今後の方針	県、諏訪広域消防と連携し、安全で迅速な孤立集落からの救助体制を確保するとともに、災害時、孤立集落となった場合の対応を引き続き住民に周知する。村は、支援物資輸送体制を確実に行うため、輸送路の整備等について、関係機関と協議できる連絡体制を維持する。	

2-4) 医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能のまひ

脆弱性分析:p.59

災害時要配慮者等の支援体制の充実 重点 施策分野：③⑨	
①	災害時の保健医療救護等に関する協定内容について、必要に応じ見直しを行い、関係団体との協力関係の強化を推進
今後の方針	災害時協定の見直しを適時、適切に行うとともに、県の動向を見ながら、「避難所運営マニュアル」の改訂について検討する。
②	災害時の対応能力の強化を図るため、原村国保直営診療所を中心に村内の医療機関の防災訓練への参加と診療所における「業務継続計画（BCP）」の整備を促進
今後の方針	原村国保直営診療所に総合防災訓練に参加していただき、より実践的な訓練を引き続き実施していく。また、村内の医療機関にも防災訓練への参加を依頼し、災害時の対応を確認するとともに、非常時に業務が中断しないよう対策を検討する。

2-5) 被災地における感染症・疫病等の大規模発生

脆弱性分析:p.59

災害時防疫体制の構築 重点 施策分野：③⑨	
①	新型コロナウイルス感染症等の感染症まん延に対する適切な防疫体制の準備を推進。また、社会福祉施設や小中学校に対し対策の周知を実施することと併せ、定期予防接種率の向上を推進
今後の方針	災害時に感染症の大規模感染を防ぐため、災害時における「感染予防対策マニュアル」を作成する。また、感染症まん延に対する適切な防疫体制と必要物品の確認を行い、感染防止のための消毒液やマスク等の備蓄について検討を進める。平成 27 年以前の「健康かるて」システムへの入力作業は今後検討する。 定期予防接種対象者への通知、総合カレンダーや広報でのお知らせ、流行情報の有線放送でのお知らせについて、今後も継続して取り組む。

事前に備えるべき目標3：

必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保すること

3-1) 村役場をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下

脆弱性分析:p.60

防災体制の充実・強化		重点	施策分野：①⑨⑩
① 災害時の初動体制、業務継続体制を確保するため、登庁可能職員数の確保、非常参集体制の見直しを実施。必要に応じ、非常参集訓練、研修等実施			
今後の方針	原村災害対策本部事務分掌及び「原村業務継続計画（BCP）」は策定済みであり、必要に応じた見直しを進める。 災害発生時においても、適切な行政運営が図られるよう、「原村地域防災計画」の見直しに取り組む。また、引き続き防災訓練を通じて非常参集訓練を実施するとともに、職員自らが被災した場合の対応を検討する機会をつくる。		
② 災害による電力供給の停止の長期化に備え、非常用発電機用の燃料タンクの満量化を引き続き実施			
今後の方針	非常用発電機用燃料タンクの容量の定期的な確認を実施し、災害に備える。防災体制として確保しておくべき容量や、タンクが終了したときの対応方法を設定する。推奨とされるタンク容量には、令和3年度末時点では足りていないため、増設についても検討をしていく。		
③ 自主防災組織のリーダーや、今後、自主防災組織の結成を目指す地域の代表者等を対象とした研修会や、より高度な知識や技能を習得するための実践的な研修会を開催し、自主防災活動リーダーの養成を推進			
今後の方針	自主防災組織連絡会議を通じて、地域防災力の向上を図るとともに、防災士の資格取得を推進する。また、自主防災組織が中心となった防災訓練の実施を促進し、自主防災組織リーダーの育成に努めていく。		
④ 村職員に自然災害危機管理に係る防災研修を実施し、早期の支援が期待される避難所運営等について災害対策本部の各班業務の研修や訓練を推進			
今後の方針	避難所開設・運営が迅速かつ適切に実施できるよう、総合防災訓練を通じて習熟度を高めていく。また、各班の実施すべき業務内容を確認し、災害発生時に即応できる体制を確立する。新型コロナウイルス感染症の収束のめどが立たない中での防災活動は注意すべき点があるため、研修会を開催し理解を深めるとともに、各班の災害対応業務について検討を進める。 災害対策本部の設置・運営訓練、職員の参集訓練及び各班の行動訓練は実施している。引き続き、総合防災訓練に併せた災害対策本部の設置・運営訓練、職員の参集訓練及び各班の行動訓練を実施する。各災害のケースを想定した講習や研修の実施を検討する。		

⑤	地域における自立・分散型エネルギーの導入を図るため、防災拠点の非常用電源について、太陽光発電システム等の導入を検討、推進
今後の方針	「エネルギー計画（案）」の策定を検討し、その中で担当部署と協議を行いながら、避難所等災害時の防災拠点や非常用設備に供給する方法を検討する。
⑥	大規模災害時の被災による村の行政機能の大幅な低下を防止し、他自治体からの応援を円滑に受け入れることができるよう、各応援協定に基づいた「原村受援計画」策定を推進
今後の方針	大規模災害発生時においても、村に課せられた重要業務及び被災者支援等の災害時業務を並行して遂行する必要がある、物的支援・人的支援を最大限活用することが求められるため、「原村受援計画」及び「原村地域防災計画（令和3年）」に基づき、円滑な受入れ体制を確立する訓練実施を検討する。

業務継続環境の構築

施策分野：①⑨⑩

①	新型コロナウイルス感染症等の流行時には、災害対策本部機能を分散化しながら、情報共有体制を確保する等、感染症対策を踏まえた対応の実施
今後の方針	w e b会議システムを用いた災害対策本部会議の開催やチャット機能での情報共有等、分散化しながらの情報共有体制を検討する。

役場庁舎の災害対応力強化

重点

施策分野：⑤

①	主要な情報システムについて、大規模災害を想定した対策等が施され、情報の安全性・可用性が確保されたデータセンターに設置するとともに、データの破壊・消失時に最新に近い状況に速やかに復旧できるようにバックアップデータについてもオンラインで保管
今後の方針	令和3年度現在、大規模災害にて情報センター及び原村電算室の機能が完全に停止した場合でも、遠隔地バックアップデータを用いて証明発行業務が可能であり、非常時の対策はできているが、緊急時対応訓練は実施できていない。今後は非常時に備え、年次で実施している防災訓練にてリストア検証を実施する。

3-2) 停電、通信施設の倒壊による情報通信のまひ・長期停止

脆弱性分析:p.61

発災後のインフラ復旧対策の推進

施策分野：⑤

①	回線の切断等に伴う情報通信のまひ・長期停止に備え、情報通信基盤の充実を図るため、回線の冗長化の推進
今後の方針	諏訪広域WAN以外のバックアップ用通信網の整備について検討する。

緊急時通信機器の整備等		施策分野：⑤
① 緊急時連絡リストの共有と、通信機器の拡充・整備及び通信手段の確保、通信担当の指名		
今後の方針	通信手段が途絶えることがないように通信手段の確保として、デジタル防災行政無線や有線放送の維持確保、携帯メールやスマホアプリ（原村公式LINE）等の多種多様なツールを活用するとともに、住民や旅行者を含めた避難者に対する情報提供の在り方の検討等を常に行い、情報を確実かつ迅速に伝達するために情報手段の多様化を推進し、緊急時に備え情報伝達訓練を実施していく。 緊急メールサービス告知  村は緊急時に避難情報を発信します ●有線放送 ●広報車 ●村ホームページ ●メール配信サービス など 原村 緊急メール配信サービスに登録しましょう 緊急時や災害発生時に、村から緊急性の高い情報をメールなどで配信しています。もしもの時に備え事前に登録しておきましょう。 ※どちらも同じ内容が配信されます。 お問い合わせ 役場2階 総務課 情報防災係 ☎75-5710（直通）	
② 迅速かつ的確な初動対応を実現するため、長野県防災情報システムの運用により現場の情報を迅速かつ正確に伝える体制の構築		
今後の方針	訓練の際に多くの職員に長野県防災情報システムの入力を経験してもらうとともに、長野県防災情報システム研修会への多くの職員の参加を検討、推進する。	
③ 災害時における被害情報収集・伝達体制の確立のため、引き続き防災行政無線施設の維持管理や更新等により通信機能の強化を推進		
今後の方針	有線放送の加入率は約60%と住民に普及している。屋外にいると聞こえないという懸念はあるが、緊急メールを受け取る「緊急メール配信サービス」や「原村公式LINE」等その他の情報伝達手段の周知を強化し、普及させることで情報伝達の多重化を図っていく。今後、必要があれば同報系防災行政無線の整備を検討していく。	

3-3) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

脆弱性分析:p.62

防災・災害情報提供体制の整備		重点	施策分野：⑤
① 外国人の場合、既存の行政情報の伝達等に不利な条件下にあり、必要な防災・避難情報にアクセスできないことが想定されるため、事前に災害対応方法の周知を準備			
今後の方針	村内に勤務する外国人の方もいることから、雇用主等日本語がわかる方に支援していただく体制を構築するとともに、情報伝達手段の検討を行っていく。併せて、「NAGANO多言語コールセンター」（県による、日本語と5言語（英語・中国語・韓国語・タイ語・インドネシア語）の電話通訳サービス）の活用や周知を図る。		

通信機能の強化		施策分野：⑤
① 公的な拠点における無線LAN、Wi-Fi環境整備の一層の推進		
今後の方針	フリーWi-Fiの提供場所については、今後検討を行う。多様な情報伝達手段を整備していることを「広報はら」等を通じ周知する。また、村への転入者へ情報伝達手段を記載したリーフレットを配布し、緊急メール、原村公式LINE、有線放送の加入数を増加させる。	

地域防災力の強化		重点	施策分野：⑤
① 住民が正確な情報を確実に入手できるよう、村ホームページ、SNS等を活用した多様な手段による情報提供を実施			
今後の方針	多様な情報伝達手段を整備していることを「広報はら」等を通じ周知していく。また、転入者へ情報伝達手段を記載したリーフレットを配布し、緊急メール、原村公式LINE、有線放送の加入数を増加させる。		
② 災害発生時の効果的情報収集体制の確立のため、デジタル簡易無線器の維持と衛星携帯電話及び災害時優先電話の機能拡充について検討			
今後の方針	デジタル簡易無線機を使用した無線通信訓練を引き続き実施し、操作の習熟度を向上させるとともに、衛星携帯電話を使用した訓練を実施し効果的な情報収集体制の確立に努める。 防災行政無線（移動系デジタル） 		

3-4) 災害時における村診療所等の倒壊等による医療機能の大幅な低下や停止

脆弱性分析:p.63

地域防災力の強化		重点 施策分野：③⑨
① 原村国保直営診療所を中心に、村内の医療機関の耐震化の促進		
今後の方針	村内の医療機関（原村診療所を除く）の耐震化の状況把握を進める。	

事前に備えるべき目標4：

必要最低限のライフラインを確保し、これらの早期復旧を図ること

4-1) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

脆弱性分析:p.64

地域の自立型エネルギー導入の促進

施策分野：②④

- ① 家庭における省エネルギーの推進や、災害時における集中型電源の喪失にも有効な自立・分散型エネルギー設備の導入を促進

今後の方針

長野県の制度である「屋根のせ太陽光発電設備」の広報は行っているが、災害時の再生可能エネルギーでの電源確保の導入については、令和3年度現在、実施できていない。今後、地球温暖化対策推進法を参考として、村の「エネルギー計画（案）」の策定を検討している。また、小水力発電所導入の検討を行う。

中小企業に対する災害時支援制度の充実等

施策分野：④⑨

- ① 自然災害等による中小企業の事業活動への影響を軽減するため、商工会等と連携して、村内中小企業の「事業継続力強化計画」の策定を促進

今後の方針

商工会と連携して、村内中小企業や小規模事業者の「事業継続力強化計画」の策定を推進する。

- ② 大規模地震の発生に備え、中小企業に施設や設備の耐震化等を促すため、地震災害防止対策のための県の融資制度等について、周知の推進

今後の方針

中小企業に対して施設や設備の耐震化等の推進、地震災害防止対策のための県の融資制度の周知等を図る。

4-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

脆弱性分析:p.64

発災後のインフラ復旧対策の推進

施策分野：⑤⑨

- ① 大災害発災後のインフラ復旧に対する災害対策本部等の対応力強化を図るため、関係機関と協議の上、各種マニュアルの整備や、それに基づく実効性ある防災訓練の実施

今後の方針

大規模災害発生時は、関係機関との連携が非常に重要となるため、日頃から密に連携を取り応援体制の強化を図る。また、協定に基づく訓練を実施し、関係機関との連携強化を図るとともに、災害時の対応手順等を確認する。

災害時に備えた道路ネットワークの整備

施策分野：⑥

- ① 災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、定期的な点検や必要な補修を実施するとともに、橋梁・トンネル以外の道路施設の適切な維持管理と長寿命化対策を推進。道路構造物を効率的に管理するため、各施設の点検要領を運用する。国道、県道については、必要な箇所について要望を実施

今後の方針

重要なライフラインである道路を健全な状態に長く保つため、道路施設の「長寿命化計画」を策定することで、長期にわたり堅牢な道路施設の維持ができるよう検討していく。

土砂災害対策の推進

重点

施策分野：⑥

- ① 道路法面崩壊や路肩決壊等の危険箇所の解消のため、引き続き法面对策工事等の防災対策を実施。国道、県道については、必要な箇所について要望を実施

今後の方針

法面崩壊が起こる可能性のある箇所、または崩壊した場合大きな被害が予想される箇所等をまとめ、一目でわかる地図を整備する。県道においても同様に整備することで、明確に県に要望していく。

事前に備えるべき目標5：

流通、経済活動が停滞しないこと

5-1) 交通ネットワークの機能停止

脆弱性分析:p.66

災害時に備えた道路ネットワークの整備

施策分野：⑥

- ① 災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、「県の第2次緊急輸送路（県道17号線、同197号線）」について県へ橋梁の耐震化要望を実施

今後の方針

「県の第2次緊急輸送路（県道17号線、同197号線）」災害にも耐えられる強固な施設とし、大きな地震が発生した際も道路が分断され、地域住民の暮らしが脅かされないよう、橋梁の耐震化を県に強く要望していく。

道路の「除雪計画」の策定

施策分野：⑥

- ① 想定を超えた降雪に対し効率的な道路の除雪を行うため、主要道路管理者である県と連携した「除雪計画」の策定、見直しを実施。非常体制発令時に除雪優先路線の考え方に基づく除雪作業の実施を推進

今後の方針

想定を超える降雪があった場合について、県、原村建設業協同組合と連絡を密にし、連携して業務が実施できる体制を持ち、「除雪計画」を策定する。尋常ではない降雪があった場合を想定し、各地区の雪置場の位置を把握し、地域住民に周知する。

大雪（平成26年）



5-2) 食料・飲料水等の安定供給の停滞

脆弱性分析:p.66

インフラ等耐震化及び長寿命化の推進

重点

施策分野：②

- ① 災害時における上下水道施設の安全性や信頼性を確保するため、施設の耐震化を図るとともに、災害時の対応体制の整備を推進。また、緊急輸送路周辺等も優先し耐震対策を実施

今後の方針

管路の耐震化を進めるとともに、災害時の対応整備、長寿命化の推進を進めていく。

②	上下水道施設の長寿命化を図るため、上下水道施設の点検実施の強化の推進。管渠等施設の長寿命化対策の推進
今後の方針	平成 27 年に「下水道 B C P」を策定、令和 2 年度に見直ししている。防災訓練等を行い防災体制の強化を図る。民間事業者等には、応援復旧への協力を依頼する。 水道施設点検  

5－3）大規模地震による農業施設の倒壊等及び被害拡大と長期間にわたる農業の停滞

脆弱性分析:p.67

基幹的農業水利施設等の維持管理		施策分野：⑦⑨
①	農業の生産維持及び農家経営の安定化に向けて、基幹的農業水利施設等の点検・調査と計画的な整備を実施。また、地域資源としての農業用水利施設等を適切に保全管理するための体制整備を推進	
今後の方針	基幹的農業水利施設等の点検結果をもとにした補助事業導入要件の整理を行う。地元関連団体からの要望等を取りまとめ、補助事業の検討を行う。	

事前に備えるべき目標6：

二次的な被害を発生させないこと

6-1) 土石流、地すべり等による二次災害の発生

脆弱性分析:p68

治山事業による土砂災害対策の推進

重点

施策分野：⑧

- ① 危険箇所の確認と、県へ「土石流対策」、「砂防対策」等の災害対策を要望

今後の方針

県とともに危険箇所パトロールを引き続き実施する。危険度の高いところから計画的に改良、維持補修工事を進める。県に対して「土石流対策」、「砂防対策」の早期竣工を強く要望していく。

土砂災害対策の推進

重点

施策分野：⑧

- 土砂災害を未然に防止するため、引き続き危険度及び優先度の高い箇所等の土砂災害対策
① 設、人家戸数が多い箇所や重要インフラが近接した箇所、近年災害が発生した等土砂災害の危険性が高い箇所について重点的整備の推進と県への整備要望を実施

今後の方針

災害時に原村建設業協同組合と緊密に連携し、二次災害についても想定しつつ応急対策業務ができるようマニュアルを整備し、速やかに災害復旧・復興できるように努める。

6-2) 農業用水路、ため池、ダム等の損壊・機能不全による水利用の制限

脆弱性分析:p.68

農業生産基盤整備

施策分野：⑦⑨

- 狭小で不整形な農地や老朽化等により機能が低下した農道、農業水利施設等を抱える地域に
① おいて、生産基盤整備を実施。生産性や農家所得の向上、新たな担い手への農地集積・集約化の推進を図ることで生産活動を持続し、農地の荒廃防止、村域保全を推進

今後の方針

関係者に生産基盤整備の必要性の理解を求めていく。地権者の希望を把握し、事業実施の可能性を検討していく。

6-3) 有害物質の大規模拡散・流出

脆弱性分析:p.69

危険物漏洩防止

施策分野：④⑦

- ① 一般家庭及び農家、工場等からの危険物漏洩防止について周知、指導の実施

今後の方針

事業所等へ危険物取扱いの周知・徹底を行う。「広報はら」への掲載、有線放送での周知、商工会を通じての周知啓発活動等を検討する。

6-4) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

脆弱性分析:p.69

地域活性化との連携

施策分野：⑦

- ① 就農意欲の喚起と就農定着を図り新規就農者を増加させるため、県の「農業次世代人材投資事業」や「新規就農者定着支援事業」の活用を図り、農業の担い手の確保・育成対策を推進

今後の方針 令和3年度現在は、長野県、信州農業協同組合等と連携した就農支援サポートチームにより、農業次世代投資事業等の就農支援を行っている。今後は、「優良農地の確保」、「研修先の確保」、「住居の確保」について推進を図る。

農業者に対する経営再建資金制度の周知

施策分野：⑦

- ① 自然災害で被害を受けた農家の経営維持のため、農家負担がより少なく迅速かつ効率的に経営再建に資する農作物等災害経営支援利子助成事業補助金について、周知を実施

今後の方針 現状では、災害対応となる規模の被害があった場合、事業要望があれば対応をしているが、今後は、農作物等災害経営支援利子助成事業補助金を含めたセーフティーネットのPRをしていく。

農地の保全等による災害対策の推進

施策分野：⑦

- ① 野生鳥獣被害による農地や森林の荒廃を防ぐため、県と連携し、防護対策や捕獲対策、狩猟の担い手の確保・育成等、鳥獣被害防止対策を総合的に推進

今後の方針 令和3年度現在は鳥獣被害対策協議会において、山林の緩衝帯整備を行い有害鳥獣の住みつき・居座りを防いでいる。原村鳥獣被害対策実施帯と連携して、地域に有効な鳥獣被害対策の検討を行う。

6-5) 風評被害による観光客の減少と、地域農産物等の買い控えや市場価格の下落

脆弱性分析:p.70

放射能検査体制

施策分野：⑦⑨

- ① 農産物の放射性物質検査等について、迅速かつ効率的に実施できるよう、大規模災害の発生による有害物質の大規模拡散・流出を想定した効果的な検査体制の整備を検討する。

今後の方針 災害時、有害物質等が大規模に拡散・流出を想定した危機管理体制を整備していく。

災害時防疫体制の構築

重点

施策分野：③⑨

災害時、避難所には、高齢者・傷病者・妊婦・子ども等の配慮を要する人も避難してくるため、衛生管理等を徹底し、避難者の健康状態維持に向けた良好な生活環境整備のため、村の「避難所運営マニュアル」の改訂を推進

今後の方針

令和3年度現在、利用者を要配慮者に限定し、原村地或福祉センターを指定福祉避難所に指定している。その他、令和2年3月に村内の福祉施設5か所と災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定を締結した。また、村社会福祉協議会による防災学習会を開催している。

今後、庁内で協議し、要配慮者を考慮した「避難所運営マニュアル」への改訂を行う。

避難所における新型コロナウイルス感染症等の感染症の大規模発生を防ぐため、避難者間の十分なスペースや、発熱・せき等の症状が出た者のための専用スペースを確保したレイアウトとするとともに、職員の対応力向上のための避難所開設訓練を実施

今後の方針

新型コロナウイルス感染症対策を講じた避難所開設・運営は、従来の対応とは異なる点が多くあるため、各避難所で訓練を繰り返し行い、対応力を強化する。

また、県による「避難所運営マニュアル」の整備等を確認しながら対応について検討を進める。

地域防災力の強化

重点

施策分野：⑦⑨

災害時における女性や子育て家庭、要配慮者のニーズに対応した避難所運営を推進するため、引き続き防災訓練、学習会等の機会を捉えて、女性や災害時要配慮者等に配慮した避難所の運営への参加について、啓発や周知を実施

今後の方針

村社会福祉協議会及び庁内で連携し要配慮者が適切な避難生活を送れるようマニュアルを整備する。

要配慮者や女性、中でも妊産婦及び乳児に必要な物品等の備蓄を行うとともに、避難所での必要な対策について検討する。また、災害時には女性の視点で避難所を運営することの重要性について周知を行う。避難所では、保健師、栄養士による健康相談を行い、要配慮者への心身両面でのケアを行う。

事前に備えるべき目標7：

被災した方々が、元の暮らしに迅速に戻れること

7-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性分析:p.71

災害廃棄物処理体制の整備

施策分野：⑧⑩

- ① 災害の発生時において、適切かつ円滑に災害廃棄物の処理が行われるよう、平常時から連携強化の推進

今後の方針

災害廃棄物の仮置場を設定した上で、「災害廃棄物処理計画」を策定する。庁内の連携を密にして、「原村地域防災計画」での災害廃棄物処理方法への言及について検討する。

7-2) 道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性分析:p.71

災害時応急対策の推進

施策分野：⑥

- ① 策定災害時の道路啓開等の応急対策業務を円滑に実施するため、訓練の実施、災害時の応急点検マニュアルの整備を推進

今後の方針

災害発生時に直ちに状況把握に努め、通行支障箇所を速やかに復旧または代替ルートを設定し、避難経路、救急車両の交通路、物資輸送経路の確保を行う。

7-3) 倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態

脆弱性分析:p.71

住家土地の復旧準備

施策分野：①⑨

- ① 大規模災害時、多くの人員を要するとともに、住家被害認定調査等の災害対応業務について、研修等を通じ、円滑に遂行できる職員育成の推進

今後の方針

被災した方々の生活の迅速な復旧を図るため、次のとおり住家被害認定調査及び罹災証明書発行等の災害対応業務を円滑に遂行するための体制整備を行う。
災害時における住家被害認定調査及び「罹災証明書発行マニュアル」を作成し、災害が発生したときに、当該マニュアルに基づき、罹災証明書発行業務が円滑に実施できるよう、平常時から災害時における実働訓練や研修会等への参加による知識習得を図る。

- ② 災害後の速やかな現地復元と円滑な復旧・復興を確保するために地籍図等の整備（地籍調査）の推進

今後の方針

集落部分について優先的に調査する等、効果的な地籍調査の実施を検討する。

7-4) 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性分析:p.72

地域防災力の強化		重点	施策分野：①⑨⑩
① 自主防災組織を育成するため、地域防災リーダー養成、自主防災組織レベルでの地域防災力強化の取り組みを引き続き推進。また、防災関係機関に対する啓発及び地域防災リーダー養成講座への女性の参加の推進と、地域防災リーダーを活用し、地域ごとの災害特性に対する必要な防災対策、防災意識の啓発を推進			
今後の方針	防災士の資格取得を推進するとともに、自主防災組織連絡会議、長野県の自主防災組織リーダー研修会等への女性の参加を推進する。また、災害時に女性の視点から対応を行う必要性を説く。 別荘滞在者、ペンション宿泊客の避難等、地区特性に対策を講じた訓練を実施していく。		
② 地域における防災力の向上を図るため、防災士養成の推進			
今後の方針	原村自主防災活動支援補助金を活用した防災士の資格取得を推進している。令和3年度から防災士資格取得に要する経費の10分の10を村が負担することとした。地区の防災活動のリーダーとなる人材育成に向け、引き続き防災士の資格取得を支援するとともに、防災士が中心となった防災訓練を実施する。		

復旧復興の準備		施策分野：①⑨⑩
① 被災者の相談体制（公共交通機関、道路、ライフライン、物資調達、消費者被害、DV等被害者生活相談、放射線の影響、法律、税務及び行政書士業務等）の整備（窓口の強化やマニュアルの見直し等）		
今後の方針	相談業務を実施するにあたり、関係機関との協力体制を確立する必要がある。日頃から相談業務の協力要請先等を整理するとともに、総合防災訓練を通じて要配慮者のケアや健康相談等を実施する。	

福祉避難所等の運営体制の充実等		重点	施策分野：③⑨
① 災害時の円滑なボランティアの受入れ及び派遣体制の整備のため、村社会福祉協議会の災害ボランティアセンターの設置・運営訓練の実施を推進			
今後の方針	原村災害ボランティアセンターの設置・運営について村社会福祉協議会と検討を行う。ボランティア協議会のボランティアを生かし災害ボランティアとなれるよう育成・支援を強化する。		
② 災害時の障がい者福祉施設間において被災障がい者の受入れを円滑に行うため、事務処理フローを作成するとともに、受入れ後の施設運営が適切に行えるよう職員等の協力体制構築の推進			
今後の方針	被災障がい者の受入れを円滑に行うための検討と協議を行う。		

有形文化財（建造物）の耐震対策の推進

施策分野：①⑪

① 村指定有形文化財（建造物）の耐震対策推進の推進

今後の方針

耐震・防火設備について、どのような対策が可能なのかを検討する。美術館及び収蔵庫については、「原村公共施設等総合管理計画及び原村公共施設個別施設計画」の事業計画を基本として改修を実施していく。

第5章「施策分野」ごとの推進の方針

1 行政機能／消防／防災教育等

住民に実際的かつ参加者の多い防災訓練への参加と、学校や「広報はら」を通じた防災知識の共有を図ること、家庭でのリスクヘッジとして、食料品、飲料水等の備蓄を案内する。また、村としては、初動・業務継続体制の充実、防火施設の充実、避難所に供する村有建物の耐震化の推進を進める。同時に、各地域の防災力を強化するため、消防団の人員と装備の充実や自主防災組織の強化、地域防災リーダーの育成を継続して行う。

2 住宅・集落

耐震改修事業の継続実施と周知、村営住宅の改善を進める。避難所に使用する学校等施設の非構造部材を含む耐震対策の実施、空家の削減と適切な管理を行う。また、発災後のインフラ確保として、上下水道施設の耐震化を進める。

3 保健医療・福祉

発災時の避難行動要支援者、原村地域福祉センター・原村保健センターにおける地震対応訓練や福祉避難所開設等の訓練を実施する。良好な生活環境整備のため、村の「避難所運営マニュアル」の改訂、災害時の医療体制の確保と新型コロナウイルス感染症等の感染症まん延への対策を実施する。そして、災害ボランティアの受入れに係る準備を進める。

4 産業

滞留者、孤立集落住民の搬送について交通関係者との体制準備を行う。商工会等と連携し村内企業の耐震化や「事業継続力強化計画」策定を推進する。

5 情報通信

役場の情報システムの耐災害性の向上と適切なデータの保管を進める。災害情報の、迅速・正確な発信と確実な入手のために、村ホームページ、SNS等を通じた手段を確保する。また、県や村内各地との連絡体制の維持、拠点でのWi-Fi環境整備の推進を図る。日本語を解さない外国人への情報発信方法も整備する。

6 交通・物流

緊急輸送道路、避難所への避難路を中心に、代替輸送路、孤立化を防ぐ道路等様々な道路の設備強化、長寿命化、耐震化を推進する。また、日常の点検や補修体制も継続して実施する。除排雪や道路啓開について準備を進める。物流・小売業者との適切な協定整備を引き続き進めるとともに、建設業者とは応急対策実施の体制を維持する。

7 農林水産

農業水利施設や農地の保全、森林を維持する治山施設について適切に管理を継続し、災害時の浸水や土砂災害の防止を図る。そもそもの農業や林業の生産活動維持を図るため、就労者の確保と育成、鳥獣捕獲等を推進する。

8 村域保全

洪水被害を防止する河川施設の長寿命化等の適切な管理、荒廃農地の再生を進める。また、土砂災害の危険な箇所を継続的に確認し、特に人家や重要インフラ近接地について、県へ優先対応を要望する。災害廃棄物発生時の円滑な対応のため、業者等との連携を強化する。

9 リスクコミュニケーション

災害発生時に、県や消防関係等との適切な連携を行うことで被害を最小に食い止めるため、連携体制の確認、各種マニュアルの整備、役場や消防団の設備を充実させ、準備を進める。また、二次災害防止のため、新型コロナウイルス感染症等の感染症抑制策等の避難者の健康状態維持と、女性や幼児、要配慮者のニーズを捉えた村の「避難所運営マニュアル」の改訂を推進する。職員、自主防災組織リーダー等の知識や技能の向上を図る。被災者の各種相談体制の整備を図る。

10 官民連携

福祉避難所等各種避難所の職員と地域の合同による運営体制の充実や、自主防災組織と地域防災リーダーの育成を進める。また、避難行動要支援者の円滑な避難のための訓練や住民の住宅の耐震化の促進等を図る。

11 老朽化対策

治山施設や農業水利施設の災害対応力強化や耐震化の推進、県への促進を図る。村の文化財建造物の耐震対策を図る。

第6章 強靱化の推進方針

1 推進体制

本村は、国、県、民間等と連携した取り組みの推進を図るため、本計画の周知に努めるとともに、最新の科学的知見に基づく被害想定や各種リスク情報、取り組み、研究成果の進捗状況を各主体間で共有しながら、相互に連携して効果的・効率的な取り組みの展開を図る。

2 施策の重点化

本村の現状と脆弱性評価の結果を踏まえ、また、「県計画での重点化項目」、「本村での発生度」、「本村生活への影響の大きさ」等を考慮して、特に重点化すべき18施策（再掲含め27施策）を設定した。

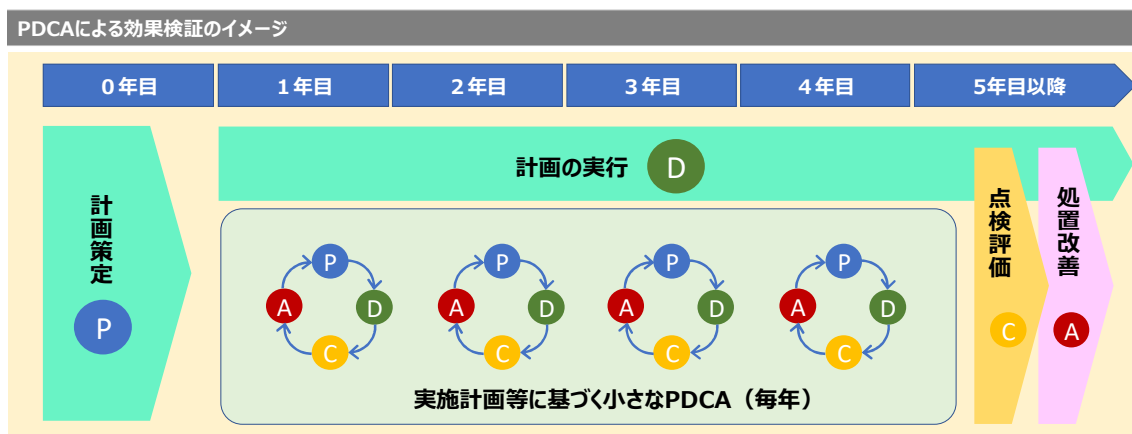
7つの基本目標	施策項目	
	重点化	
1 人命の保護が最大限図られること	建築物等の耐震対策の推進	地震防災訓練の実施
	役場庁舎等の耐震化	農地の保全等による災害対策の推進
	地域防災力の強化	水防対策の推進
	災害に強いまちづくりの推進	農業・農村の多面的機能の維持・増進
	福祉避難所等の運営体制の充実等	災害時応急対策の推進
	土砂災害対策の推進	
	防災体制の充実・強化	
	災害時要配慮者等の支援体制の充実	
	防災体制の普及・啓発	
2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること	地域防災力の強化	災害時に備えた道路ネットワークの整備
	社会福祉施設の防災資機材等の整備	緊急物資や燃料の確保
	災害時保健医療体制の整備	救助・救急体制の強化
	災害時防疫体制の構築	帰宅困難者・滞留旅客等の保護
	福祉避難所等の運営体制の充実等（再掲）	災害時応急対策の推進（再掲）
	災害時要配慮者等の支援体制の充実（再掲）	
3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保すること	防災体制の充実・強化	業務継続環境の構築
	役場庁舎の災害対応力強化	発災後のインフラ復旧対策の推進
	防災・災害情報提供体制の整備	緊急時通信機器の整備等
	地域防災力の強化（再掲）	通信機能の強化
4 必要最低限のライフラインを確保し、これらの早期復旧を図ること	土砂災害対策の推進（再掲）	地域の自立型エネルギー導入の促進
		中小企業に対する災害時支援制度の充実等
		災害時に備えた道路ネットワークの整備（再掲）
		発災後のインフラ復旧対策の推進（再掲）
5 流通、経済活動が停滞しないこと	インフラ等耐震化及び長寿命化の推進	道路の「除雪計画」の策定
		基幹的農業水利施設等の維持管理
		災害時に備えた道路ネットワークの整備（再掲）
6 二次的な被害を発生させないこと	治山事業による土砂災害対策の推進	農業生産基盤整備
	土砂災害対策の推進（再掲）	危険物漏洩防止
	地域防災力の強化（再掲）	地域活性化との連携
	災害時防疫体制の構築（再掲）	農業者に対する経営再建資金制度の周知
		放射能検査体制
		農地の保全等による災害対策の推進（再掲）
7 被災した方々が、元の暮らしに迅速に戻ることに	地域防災力の強化（再掲）	災害廃棄物処理体制の整備
	福祉避難所等の運営体制の充実等（再掲）	住家土地の復旧準備
		復旧復興の準備
		有形文化財（建造物）の耐震対策の推進
		災害時応急対策の推進（再掲）

3 計画の見直し

本計画の推進期間は、国計画、県計画及び本村の総合計画との整合・調和を図る趣旨から、おおむね5年とする。また、社会経済情勢等の変化等が生じた場合や取り組みの進捗評価の結果、見直しが必要になった場合は、期間内においても適宜見直しを行う。

4 計画の進捗管理

本計画の進捗管理は、①PLAN（計画策定）、②DO（実行）、③CHECK（点検・評価）、④ACTION（処置・改善）の流れを基本としたPDCAサイクルにより行う。具体的には5年後の改定に向けて本計画の検証を行い、「大きなPDCA」と、各取り組みレベルの進捗評価を行う「小さなPDCA」の組合せにより、進捗を管理する。取り組みの進捗状況は、毎年度、各課においてフォローアップを行う。



(別紙 1)「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果

事前に備えるべき目標 1 :

人命の保護が最大限図られること

1-1) 住宅の倒壊や、住宅地の火災による死傷者の発生

今後の方針:p.20

地震防災訓練の実施

施策分野：①⑨

① 住民の防災意識の高揚を図るため、住民参加型の地震防災訓練実施

脆弱性
評価結果

毎年9月頃に村内1地区で、地震を想定した総合防災訓練を村と合同で実施し、有事の際に即応できる体制を確立するとともに、防災意識の高揚を図っている。地区の訓練は、村と合同で訓練する機会以外では、各地区による実施であるために、地区により実施回数や内容が異なる。そのために、十分な防災能力を備えていない地区があり、習熟度を合わせる必要がある。

防災体制の普及・啓発

重点

施策分野：①⑨

① 日頃の災害への備えや最新の情報等について、村ホームページや「広報はら」を用いて、広く住民に周知を推進

脆弱性
評価結果

村ホームページの災害関連情報と「広報はら」では、防災ガイドブックの掲載、地震時の行動イメージ、日頃からの備え等を掲載して、災害時の住民の対応について示している。しかし、梅雨、台風、雪等が発生しやすい時期に、それらに対応した注意喚起が十分ではない。様々な災害に対する備えの重要性や危険度等をわかりやすく効果的に周知し続ける必要がある。

建築物等の耐震対策の推進

重点

施策分野：②⑨⑩

① 村営住宅の安全性の確保・向上を図るため、建て替えや改善事業等を実施

脆弱性
評価結果

最も古い村営住宅は、昭和 53 年建築であり、旧耐震基準、かつ耐震診断・改修は未実施である。そのため、その他の村営住宅と併せ、「原村公共施設等総合管理計画」に沿った改善事業を実施して、安全性の向上を図る必要がある。

住宅・建築物の地震に対する安全性の向上のため、引き続き、「原村木造住宅耐震診断士派遣事業耐震診断」「原村耐震改修事業補助金交付事業」の活用と、耐震改修促進税制等の周知により、木造住宅等の耐震化を促進

脆弱性
評価結果

最も本村への影響が大きいと想定される「糸魚川－静岡構造線断層帯による地震」の場合、本村の震度は最大で6強とされており、また、発生確率は向こう30年で14%と高い（令和3年度現在）。地震災害発生時の木造住宅の安全性を向上するために村内対象住宅の耐震診断と耐震改修を進める必要がある。

小中学校、保育園の校舎、体育館等学校施設の安全確保及び避難所としての防災機能強化を図るため、これら施設の耐震対策（吊り天井等の非構造部材を含む）の推進と適切な維持管理の実施	
脆弱性 評価結果	小学校と中学校について、耐震化は完了しているものの計画的な改修・整備ができておらず、着実に進める必要がある。 学校施設の安全確保及び避難所としての防災機能強化を図る必要がある。また、避難所のインフラとして原村社会体育館にWi-Fi等通信環境は整備されていない。今後、避難者への適切な災害等の情報提供のため、導入を検討する必要がある。 サンテラス（原村保育園の園児の登降園や園庭への出入口となる外廊下）は、大雪の場合に屋根が倒壊するおそれがあるため、雪おろしを行い、通行しない対応をしている。また、床板の木が朽ちており、改修の必要がある。 原村保育園 

1-2) 多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生

今後の方針:p.21

役場庁舎等の耐震化 重点		施策分野：①
① 役場をはじめとする災害拠点施設等を含む村有施設の安全性を確保するため、耐震改修及び解体等を実施し、適切な維持管理を実施		
脆弱性 評価結果	役場庁舎自体は、平成 22 年度に耐震改修工事を実施済みだが、設備のうち、屋内消火栓ポンプは老朽化しており、消防設備点検で指摘を受けている。また、ボイラー設備についても老朽化しており、いずれも更新が必要である。 小学校は平成 20 年度に、中学校は平成 16 年度に耐震化工事を完了している。しかし、最も古い教室棟は耐用年数 80 年のところ、令和 3 年度現在で建設後 52 年を経過しており、対応が必要である。 その他、各観光施設を含め施設の老朽化等による修繕が必要な箇所がある。	

地域防災力の強化

重点

施策分野：①

① 消防・防災体制の充実のため、村が整備した備蓄庫、耐震性貯水槽、防火水槽等の整備の推進

脆弱性
評価結果

貯水槽は、地震等による火災の発生において重要な役割を果たす。耐震性貯水槽は、設置を検討するも、総合的判断から令和3年度現在、推進していない。災害時に備え、劣化したものについて修繕を実施する必要がある。村の消防屯所の建て替え計画に基づき、計画的な更新と耐震化を図っており、継続して取り組む必要がある。

村内の消防屯所と器具庫



災害に強いまちづくりの推進

重点

施策分野：②

① 危険な空家の解消を図るため、空家対策を推進

脆弱性
評価結果

平成29年度に空家等状況調査を行い、空家をおおむね把握しているが、継続した現況調査等での空家把握の取り組みが必要であるとともに、災害時の延焼防止や景観の問題から総体的に空家の減少を目指し、また危険な空家への対策等を講じ、生活環境の向上を図る必要がある。

福祉避難所等の運営体制の充実等

重点

施策分野：③⑨⑩

① 災害時において避難行動要支援者の円滑な避難を行うため、引き続き地震防災訓練等を通じて、要配慮者を対象とした避難所の設置・運営訓練の実施等を推進

脆弱性
評価結果

令和3年度現在、実施している防災訓練は、地区全住民を対象としており、対象を要配慮者に限定した訓練を実施できていない。災害時に被害が及ばぬよう、要配慮者に焦点を当てた訓練の実施が必要である。

地区により防災訓練を実施できている地区とそうでない地区の差がある。この差をなくし、住民が普遍的に防災知識を習得する防災訓練の実施が必要である。

1-3) 河川の氾濫に伴う住宅等の建築物の浸水

今後の方針:p.22

農地の保全等による災害対策の推進

施策分野：⑦

- ① 農地の浸水が懸念される地域において、排水機場等の農業水利施設等の整備と大規模な災害発生時にも営農活動が継続される体制構築

脆弱性
評価結果

農業水利施設として、ため池、揚水機場等の整備を定期的に行っている。災害時に被災の影響が大きい頭首工や汐については、関係団体と連携を取り、迅速に対応している。河川氾濫による農地への浸水については、排水機場がないことから個々の田畑への浸水について対応できていない。

水防対策の推進

施策分野：⑧

- ① 洪水災害を未然に防止するため、引き続き必要な改良等の対策、河川施設の長寿命化を国、県に要望

脆弱性
評価結果

村内普通河川において護岸の未整備箇所が多くある。また、過去に整備された護岸においても、経年による劣化、破損箇所が多数あり、大雨による災害が起こった場合に被害が拡大するおそれがあり、対応の必要がある。一級河川、砂防河川についても、護岸の保全や、河川内堆積土砂の撤去等について全てはできておらず、県に対し継続して対処を要望する必要がある。

- ② 水害から住民の生命を守るため、引き続き水防用資材の定期的な更新と備蓄の実施

脆弱性
評価結果

土のう・水防用砂・各種水防用資材は、村内各所へ配備している。水防倉庫備蓄資材の員数点検等、管理や更新が十分ではなく、経年劣化により使用できないことが考えられる。水害から住民の生命を守るため、点検等を実施する必要がある。

1-4) 土砂災害、地すべり等による死傷者の発生

今後の方針:p.23

土砂災害対策の推進

重点

施策分野：⑦⑪

- ① 森林の山地災害防止機能を確保するための整備を適切に実施。治山事業の推進と治山施設の長寿命化、適正な維持・管理を行うよう国・県に要望

脆弱性
評価結果

村内の頻繁な巡視をもとに、環境の変化を見落とすことのないよう報告し、不審な点を見つけたときは迅速に対応している。今後も必要に応じ、森林の山地災害防止機能を確保するための整備を適切に実施する必要がある。同時に、県への要望も適切に行う必要がある。

土砂災害危険箇所



農地の保全等による災害対策の推進

施策分野：⑦⑪

農業生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、農地保全対策や農業水利施設等の点検・調査を
① 進めるとともに、耐震化対策や長寿命化対策について計画的な整備の実施。また、農地や農業用施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災、復旧活動の体制整備の推進

脆弱性
評価結果

ため池の浚渫、畑地かんがい揚水機場のポンプ入替え等計画的に行っている。しかし、ため池の耐震化工事が進んでおらず、対応が必要である。基幹的農業水利施設（ため池、揚水機場、水路）において施設改修の必要な箇所が多く、事業が進んでいない。また、ほ場整備完了より20年以上経過し、経年劣化や凍上により用排水路の更新が必要であるが、整備が進んでおらず、それぞれ対応の検討が必要である。

農業・農村の多面的機能の維持・増進

施策分野：⑦⑧

農業・農村の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、実情に応じた荒廃農地の再生の実
① 施、農地中間管理機構等を活用した農地の流動化や担い手のニーズに合った集積、引き続き、荒廃農地の発生防止・解消対策を推進

脆弱性
評価結果

農業経営基盤強化法に基づく、「農用地利用集積計画」により農地の流動化・担い手への土地の集積を進めている。また、荒廃農地の発生防止・解消については、農業委員会の農地パトロール等を中心に発生防止・解消を図っている。これら施策を、広く周知するとともに、今後も有効に継続する必要がある。

1-5) 地震等による観光客等の死傷者の発生

今後の方針:p.24

防災体制の充実・強化

重点

施策分野：①

他自治体との連携を強化することにより、本村に起こりうる大規模災害に適切に対応できる
① 体制の充実を図るため、引き続き必要な協定の締結を推進。定期的な連絡会議、広域連携に係る訓練等に参加し、他自治体と「顔の見える関係」の構築に努め、課題の把握や改善を推進

脆弱性
評価結果

県内及び近隣市町村との協定は締結しているが、大規模災害が発生し、県全域が被災した場合の応援体制が十分ではない。令和3年度現在、県外の自治体との協定は少ないため、今後、県外自治体との協定締結を推進していく必要がある。

災害時応急対策の推進

施策分野：⑥⑪

災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務を実施するため、建設関係団体との連絡体制等を常に最新のものになるよう随時協定を更新
①

脆弱性
評価結果

地域住民の安全な暮らしに貢献するため、原村建設業協同組合と災害時の対応について協定を結び、災害発生時には的確かつ、迅速に対処できる体制を構築する必要がある。また、地震発生に際して地盤の脆弱性、活断層の位置等を考慮したシミュレーションを実施していく必要がある。

1-6) 避難指示の半断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生

今後の方針:p.24

災害時要配慮者等の支援体制の充実		重点	施策分野：③⑨
① 発災時に要配慮者を守るため、避難訓練の実施を促進するとともに、学校での防災意識の啓発と保健センターの安全確保を推進			
脆弱性 評価結果	土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設は存在しない。原村地域福祉センター・原村保健センターは、「消防計画」のとおり、避難誘導訓練、消火訓練のほか担架と車椅子の搬送訓練も行っている。これらは毎年実施が望ましいが、3年に1度程度になっており、今後、頻度を上げる必要がある。 保健センターは平成 27 年度建築であり、吊り天井等の非構造物を含めて耐震性の問題はない。また、避難経路図は完成している。しかし、非常電源がないため、今後設置の検討を行う必要がある。また、検診実施時に災害が発生したとする避難訓練を行う必要がある。令和3年度現在、小中学校において要配慮者が避難できる場所の確保及び避難訓練を実施していない。今後、要配慮者に対して避難のサポートができるような訓練を実施し、児童・生徒の意識を高める教育を行っていくことを検討する必要がある。		
② 避難行動要支援者台帳の作成、「原村障がい者等防災・避難マニュアル」の改訂、災害時要配慮者等の支援体制の充実			
脆弱性 評価結果	避難行動要支援者台帳については、適切な運用を行っている。「原村障がい者等防災・避難マニュアル」が平成 19 年に策定されており、それから長期間見直し作業や更新等ができていない。この間に「地域防災計画」での要配慮者の位置づけに変化があり、対応したマニュアルへと更新する必要がある。		
③ 災害時の聴覚障がい者に対する情報支援のため、県の「手話通訳者・要約筆記者の派遣」等、具体的な検討を実施。また、新たに発達障がい者が情報支援の対象として国の方針に位置づけられたことを踏まえ、支援体制をどのようにしていくか検討			
脆弱性 評価結果	6市町村合同で手話通訳の研修があり、毎年数名が参加している。また、県主催の研修会もあり中学生や民生委員等が受講している。令和3年度現在、本村には手話通訳を必要とする者がいないため具体的な検討をしていない。発達障がい者の把握ができていないため、支援体制の整備は検討が必要である。		

防災体制の普及・啓発		重点	施策分野：①⑨
① 日頃の災害への備えや身を守る行動等を学ぶ防災教育について、幼少期から、学校や防災組織等を通じ推進			
脆弱性 評価結果	「原村地域防災計画（令和3年）」に基づき、小中学校において毎年、大規模直下型地震に係る実践的な訓練を教育委員会と学校が連携して実施をしている。緊急の帰宅時の保護者受渡しの訓練や防災学習も行っている。これらは有効と考えており、今後も継続する必要がある。		

事前に備えるべき目標2：

負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること

2-1) 長期にわたる孤立集落等の発生

今後の方針:p.26

地域防災力の強化		重点	施策分野：①⑨
災害対応用のブルーシート、毛布、簡易トイレ等の備蓄体制の充実を図るため、県と連携し			
① た備蓄必要量の継続確保に向けた備蓄の基本的な考え方を検討する等、引き続き備蓄資機材の確保を推進			
脆弱性 評価結果	災害時の毛布、簡易トイレ等の確保については、住民自ら行うことが有効であるため、最低限は自ら準備するよう更なる啓発に取り組む。また、協定による備蓄資器材の確保を推進する必要がある。	備蓄資機材（一部）	
② 村立小中学校における避難所運営体制の整備を図るため、備蓄品の整備等について県と連携し推進			
脆弱性 評価結果	小中学校体育館は規模が大きく、大規模災害発生時には避難所として開設する可能性が高い。しかし、備蓄品を配備するスペースが確保できず、小学校体育館防災倉庫に必要最低限な資器材しか配備できていない。避難者に水・食料等を速やかに提供できるよう整備する必要がある。 令和3年度現在、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄状況について国、県と共有している。災害が発生した際には、県等から支援物資は供給されるが、平常時に連携しての備蓄は進めていない。		
③ 避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施と家庭での備蓄促進			
脆弱性 評価結果	全ての自主防災組織で一定の対応をできるような体制を構築する必要がある。しかし役員が1年ごとに交代する組織が大半を占めており、訓練で習得した経験が継承されていないことから、対応策を検討する必要がある。また、訓練において家庭での備蓄を促進する必要がある。		
④ 在宅避難での備蓄促進を防災訓練や広報誌等で啓発。家庭での保存食の備蓄を推奨			
脆弱性 評価結果	災害時の生活必需品の確保については、住民自ら行うことが有効であるため、最低限の必需品は家庭で準備するよう更なる啓発に取り組む必要がある。また、高齢者用、乳幼児用等、各世帯構成に応じた食料備蓄の必要性を周知する必要がある。災害時等緊急を要する場合の村営住宅への緊急入居手順等を、具体的に検討する必要がある。		

災害時応急対策の推進		施策分野：①⑨
① 災害時、迅速に応急仮設住宅及び賃貸住宅、宿泊施設等を確保するため、事務処理手順や県との連絡体制の構築を推進		
脆弱性 評価結果	縦の木荘、もみの湯を指定避難所に指定しており、災害発生時は避難所として開設する。しかし、感染症対策等を考えると避難所面積は十分ではない可能性があり、検討を進める必要がある。災害時等緊急を要する場合の公営住宅への緊急入居手順を、具体的に検討する必要がある。	

社会福祉施設の防災資機材等の整備		重点	施策分野：③
① 高齢者施設、障がい者福祉施設等における防災資機材等の整備推進・促進			
脆弱性 評価結果	令和３年度現在、村内の高齢者施設（６か所）、障がい者福祉施設（１か所）及び障がい児支援施設（１か所）に、村として防災機材等を配備していない。これら施設への防災機材の配備について検討を行う必要がある。		

災害時保健医療体制の整備		重点	施策分野：③
① 災害時の人工透析医療提供体制の維持・整備のため、引き続き要配慮者台帳の整備、支援計画作成を推進			
脆弱性評価結果	要配慮者台帳の整備と、「支援計画」作成を推進する必要がある。		

災害時に備えた道路ネットワークの整備		施策分野：⑥⑨
災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援活動を支える道路の確保		
① 保を図るため、引き続き道路の整備を実施。災害に強い道路網や沿線地域住民の避難路の確保につながる「生活道路」整備の推進と、県への整備要望を実施		
脆弱性 評価結果	県道松沢茅野線とＪＲ路線が交差する箇所で道幅と高さが足りず一部の緊急車両が通行できない等、災害に十分には対応できていない道路の箇所があり、解消する必要がある。	

緊急物資や燃料の確保		施策分野：⑥⑨
災害発生時に生活必需物資を速やかに調達するため、協定締結小売業者等と協定内容の見直し及び新規締結の実施。村外、県外からの救援物資の受入れ、保管・管理、払い出し、輸送については、運送業者、倉庫業者、自衛隊との連携も含め、計画的に推進		
脆弱性 評価結果	協定による生活必需品の確保を推進するとともに既存の協定締結内容を確認し、連絡方法、輸送手段等の調整と、附帯する協定の見直しを行う必要がある。また、救援物資の受入れ態勢も確認を行い、必要であれば整備する必要がある。	

災害時に備えた道路ネットワークの整備

施策分野：⑥

基幹農道は、大規模地震や豪雨災害等の発生時には避難路や緊急輸送路としての補助的な役割も担う。県と連携を図り、計画的に重要度の高い農道の施設について長寿命化、耐震化対策を推進

脆弱性
評価結果

令和3年度現在、県に長寿命化、耐震化対策の要望をしていない。農道は、災害時対応に必要なだけでなく、平常時から交通量も多い重要な路線であるため、県と連携して道路施設維持に努める必要がある。

② 災害発生時の代替輸送路や地域の孤立防止対策として林道を有効活用できるよう、引き続き林道の整備や林道施設の長寿命化・機能強化を推進

脆弱性
評価結果

雨上がり後に大きな水たまりができる等、安定した自動車走行に難がある箇所が村内にある。走行に支障が出る可能性があるが、対応できていない。これらについて対応を検討する必要がある。

救助・救急体制の強化

施策分野：①⑨

① 災害対応力強化のため、引き続き災害時の救出及び救助活動に従事する消防団員に必要な装備資機材の整備を推進

脆弱性
評価結果

個人装備と分団装備の充実を図り、消火訓練も実施している。しかし、消防団員に対し、家屋倒壊現場用救助器具（チェーンソー、可搬ウィンチ等）や水難救助用器具（ライフジャケット、浮環等）の配備、そして災害（救出・救助）に特化した対応力の強化訓練等について実施できておらず、対応が必要である。

② 消防団員の確保対策及び消防団の活性化のため、広報の実施と消防団活性化施策の見直し

脆弱性
評価結果

令和3年度現在、消防団は団員200名が、消火訓練や水防訓練等の訓練を重ね、火災予防広報、防火診断等に従事している。消防団の一層の活性化のため、消防団への支援を継続する中で、訓練や行事等活動内容の見直しを行う必要がある。また、同じく、消防団員の加入促進も機会を捉えて、進める必要がある。

③ 地域の防災力を強化するため、コミュニティ助成事業の利用による自主防災組織の防災資機材等の整備を推進

脆弱性
評価結果

新型コロナウイルス感染症対策を講じるための防災資器材の整備が十分にできていない地区があり、早急に対策を行う必要がある。

長野県災害医療活動指針等に基づき、DMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）、及びDHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）等の要請手順の確認、受入れ体制の整備	
脆弱性 評価結果	DMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）、及びDHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）等、県の災害支援体制の受入れについて整備を進める必要がある。
大規模地震等の発生時等に、「長野県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、県消防 ⑤ 防災ヘリコプターによる人員搬送や物資輸送、ドクターヘリの運用が円滑に行えるよう、引き続き消防本部と連携を図り、ヘリポートの確保・整備を推進	
脆弱性 評価結果	県消防防災ヘリコプター緊急離発着場の指定場所は隣接する茅野市の2か所を想定している。信州ドクターヘリランデブーポイントは村内に9か所確保している。引き続き、県消防防災ヘリコプター緊急離発着場の確保と、各種体制の整備を進める必要がある。
大規模災害時に村外からの燃料供給が断たれた場合においても、救援・救助活動等を間断なく実施するため、緊急車両等に供給する燃料を、村内に備蓄し、燃料の安定供給を確保 ⑥	
脆弱性 評価結果	現状、燃料を備蓄するスペースがなく、緊急車両等に供給する燃料の備蓄ができていない。燃料の備蓄について検討する必要がある。

福祉避難所等の運営体制の充実等

重点

施策分野：①⑨

① 災害時要配慮者の避難誘導、移送訓練等実施の推進。避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等の確認の推進	
脆弱性 評価結果	避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者が参加し情報伝達、避難支援の確認等を毎年行っている区もあるが、実施できていない区もある。動けない方の移送訓練は実施例がない。災害時に要配慮者の避難誘導が迅速に行えることや情報伝達、避難支援等の円滑な実行のため、必要な準備について検討する必要がある。

2-3) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

今後の方針:p.29

帰宅困難者・滞留旅客等の保護

施策分野：④⑨

① 災害時に帰宅困難者、滞留者及び孤立集落の住民の搬送体制を構築するため、定期的に交通関係者と協議を行い、より適切な意識共有と連絡体制の確立を実施	
脆弱性 評価結果	帰宅困難者や村内滞留者の把握や集積方法の検討ができておらず、それらの方法について検討する必要がある。

2-4) 医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能のまひ

今後の方針:p.30

災害時要配慮者等の支援体制の充実		重点	施策分野：③⑨
① 災害時の保健医療救護等に関する協定内容について、必要に応じ見直しを行い、関係団体との協力関係の強化を推進			
脆弱性 評価結果	令和３年度現在、村では、医療救護活動、備蓄医薬品の保管・補充、歯科医療救護活動等の医療関係の災害時協定を締結している。これら協力関係について、常に時代にあうものにするために、見直しを行う必要がある。また、県の動向を見ながら感染症対策の情報等を盛り込んだ「避難所運営マニュアル」への改訂が必要になってくる		
② 災害時の対応能力の強化を図るため、原村国保直営診療所を中心に村内の医療機関の防災訓練への参加と診療所における「業務継続計画（ＢＣＰ）」の整備を促進			
脆弱性 評価結果	令和３年度末現在、総合防災訓練に参加しているのは、原村国保直営診療所のみであり、その他の村内医療機関が参加しての訓練が実施できていない。原村国保直営診療所については、災害発生時の対応を確認するとともに、救護所開設や職員・住民への救急訓練（トリアージ）の指導を行っている。災害時の対応能力向上を図るために、これら医療機関に参加を求めるか、あるいは代替の対応策を用いる必要がある。 また、原村国保直営診療所における「業務継続計画（ＢＣＰ）」は作成されていない。		

2-5) 被災地における感染症・疫病等の大規模発生

今後の方針:p.30

災害時防疫体制の構築		重点	施策分野：③⑨
新型コロナウイルス感染症等の感染症まん延に対する適切な防疫体制の準備を推進。また、			
① 社会福祉施設や小中学校に対し対策の周知を実施することと併せ、定期予防接種率の向上を推進			
脆弱性 評価結果	感染症防止のための消毒液やマスク等の備蓄を行うための検討と、マニュアル等整備の検討が必要である。 平成27年以前の「健康かるて」システムへの入力作業について、今後検討する必要がある。		

事前に備えるべき目標3：

必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保すること

3-1) 村役場をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下

今後の方針:p.31

防災体制の充実・強化		重点	施策分野：①⑨⑩
① 災害時の初動体制、業務継続体制を確保するため、登庁可能職員数の確保、非常参集体制の見直しを実施。必要に応じ、非常参集訓練、研修等実施			
脆弱性 評価結果	職員への防災教育と「業務継続計画（BCP）」の重要性の周知が十分ではなく、災害時に備え、これらについて定期的な教育の時間を取る必要がある。 災害発生時には、職員自らも被災し道路が寸断される等、登庁できない可能性があるが、そういった場合の登庁手段やルート、連絡方法を検討する機会をつくる必要がある。		
② 災害による電力供給の停止の長期化に備え、非常用発電機用の燃料タンクの満量化を引き続き実施			
脆弱性 評価結果	役場庁舎の非常用発電機は定期的な整備を実施し、燃料タンクを設置しているが、推奨とされている72時間分の容量には足りていない。協定による供給体制は備えているが、容量の確保は検討していく必要がある。また、非常時に備え、災害に備えた発電機の取扱い対応について定める必要がある。		
③ 自主防災組織のリーダーや、今後、自主防災組織の結成を目指す地域の代表者等を対象とした研修会や、より高度な知識や技能を習得するための実践的な研修会を開催し、自主防災活動リーダーの養成を推進			
脆弱性 評価結果	令和3年度現在、自主防災組織の役員と区の役員を兼任している地区が多く、1年ごとに役員が交代するため、研修会や訓練で習得した経験が継承されていない。そのため、長期間自主防災組織の中心として活動する自主防災組織のリーダーを各地区で育成する必要がある。		
④ 村職員に自然災害危機管理に係る防災研修を実施し、早期の支援が期待される避難所運営等について災害対策本部の各班業務の研修や訓練を推進			
脆弱性 評価結果	職員に防災研修会が十分に実施できておらず、避難所運営や災害対策本部での各業務について、適切な研修を行う必要がある。 災害対策本部の設置・運営訓練、職員の参集訓練及び各班の行動訓練は実施できているため、この体制を継続する。		
⑤ 地域における自立・分散型エネルギーの導入を図るため、防災拠点の非常用電源について、太陽光発電システム等の導入を検討、推進			
脆弱性 評価結果	「エネルギー計画（案）」の策定を検討する必要がある。その中で担当部署と協議を行いながら、避難所等災害時の防災拠点や非常用設備に供給する方法を検討する。		

⑥	大規模災害時の被災による村の行政機能の大幅な低下を防止し、他自治体からの応援を円滑に受入れることができるよう、各応援協定に基づいた「原村受援計画」策定を推進
脆弱性 評価結果	物的支援、人的支援の受入れ後の体制を確立する訓練が実施できていない。迅速な復旧復興には、他地域からの応援を最大限に活用することが必要であり、平常時から「原村受援計画」について検討が必要である。

業務継続環境の構築		施策分野：①⑨⑩
①	新型コロナウイルス感染症等の流行時には、災害対策本部機能を分散化しながら、情報共有体制を確保する等、感染症対策を踏まえた対応の実施	
脆弱性 評価結果	現状は、災害対策本部員が会議室等に集まり会議を開催しており、災害対策本部機能の分散化ができていない。新型コロナウイルス感染症等の流行時に備え、分散化を検討する必要がある。	

役場庁舎の災害対応力強化		重点	施策分野：⑤
①	主要な情報システムについて、大規模災害を想定した対策等が施され、情報の安全性・可用性が確保されたデータセンターに設置するとともに、データの破壊・消失時に最新に近い状況に速やかに復旧できるようにバックアップデータについてもオンラインで保管		
脆弱性 評価結果	個人番号利用事務系及びインターネット接続系で利用しているデータは、株式会社諏訪広域総合情報センタDC内に正データを保持し、毎日バックアップを行っている。また、L GW AN接続系で利用しているデータは、役場庁舎の電算室に正データを保持し、エルシーブイ株式会社のDCに毎日バックアップを行っている。大規模災害にて情報センター及び原村電算室の機能が完全に停止した場合でも、遠隔地バックアップデータを用いて証明発行業務が可能である。しかし、緊急時対応訓練ができておらず、実施の検討を進める必要がある。		

3-2) 停電、通信施設の倒壊による情報通信のまひ・長期停止

今後の方針:p.32

発災後のインフラ復旧対策の推進		施策分野：⑤
①	回線の切断等に伴う情報通信のまひ・長期停止に備え、情報通信基盤の充実を図るため、回線の冗長化の推進	
脆弱性 評価結果	諏訪広域WANのL2スイッチについては、情報センター側と原村庁舎側ともにホットスタバイの冗長構成となっており、L2スイッチの障害に起因する業務停止は発生しない。諏訪広域WAN以外のバックアップ用通信網の整備について検討する必要がある。	

緊急時通信機器の整備等		施策分野：⑤
① 緊急時連絡リストの共有と、通信機器の拡充・整備及び通信手段の確保、通信担当の指名		
脆弱性 評価結果	「緊急時対応計画」を策定し、その中でC S I R T要員の役割を定義しているが、緊急時対応訓練の実施について検討する必要がある。	
② 迅速かつ的確な初動対応を実現するため、長野県防災情報システムの運用により現場の情報を迅速かつ正確に伝える体制の構築		
脆弱性 評価結果	担当職員及び係以外は、長野県防災情報システムに入力できる職員がいないため、入力できる職員を増やす必要がある。	
③ 災害時における被害情報収集・伝達体制の確立のため、引き続き防災行政無線施設の維持管理や更新等により通信機能の強化を推進		
脆弱性 評価結果	本村では、ケーブルテレビの回線を使用した有線放送で情報を伝達している。有線放送は、宅内に受信機を設置しているため、屋外にいと放送が聞こえない。有線放送以外の情報伝達手段を併用することで、伝達の漏れを少なくする必要がある。令和元年には、防災行政無線（移動系デジタル）を役場庁舎、公用車、指定避難所等に整備した。	

3-3) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

今後の方針:p33

防災・災害情報提供体制の整備		重点	施策分野：⑤
① 外国人の場合、既存の行政情報の伝達等に不利な条件下にあり、必要な防災・避難情報にアクセスできないことが想定されるため、事前に災害対応方法の周知を準備			
脆弱性 評価結果	村内に居住・来訪されている外国人の方に対し、災害時に適切な避難情報等の提供を行う必要がある。		

通信機能の強化		施策分野：⑤
① 公的な拠点における無線LAN、Wi-Fi環境整備の一層の推進		
脆弱性 評価結果	主に災害時の情報収集の目的で、村では平成28年からフリーWi-Fiの提供をしている。村内での提供箇所の増加について要望があり、検討する必要がある。	

地域防災力の強化		重点	施策分野：⑤
① 住民が正確な情報を確実に入手できるよう、村ホームページ、SNS等を活用した多様な手段による情報提供を実施			
脆弱性 評価結果	緊急メール、原村公式LINEは登録制であり、それぞれ826件、828件の加入数（令和4年1月現在）である。有線放送は加入率約60%と全住民に確実に情報が伝達できる手段が整備できていない。		

②	災害発生時の効果的情報収集体制の確立のため、デジタル簡易無線器の維持と衛星携帯電話及び災害時優先電話の機能拡充について検討
脆弱性 評価結果	デジタル簡易無線機を使用した無線通信訓練は実施できているが、衛星携帯電話を使用した通信訓練が実施できていない。冗長的な情報収集手段確保のために、衛星携帯電話を使用した訓練の実施について検討の必要がある。

3－4）災害時における村診療所等の倒壊等による医療機能の大幅な低下や停止

今後の方針:p.34

地域防災力の強化		重点	施策分野：③⑨
① 原村国保直営診療所を中心に、村内の医療機関の耐震化の促進			
脆弱性 評価結果	村内の医療機関の耐震化の状況について把握ができていない。地震災害時の医療手段の確保のために、状況把握を進める必要がある。		

事前に備えるべき目標4：

必要最低限のライフラインを確保し、これらの早期復旧を図ること

4-1) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

今後の方針:p.35

地域の自立型エネルギー導入の促進

施策分野：②④

- ① 家庭における省エネルギーの推進や、災害時における集中型電源の喪失にも有効な自立・分散型エネルギー設備の導入を促進

脆弱性
評価結果

長野県の制度である「屋根のせ太陽光発電設備」の広報は行っているが、災害時の再生可能エネルギーでの電源確保の導入については、実現できていないため、災害時対応を主眼にして、検討する必要がある。
また、小水力発電所導入の検討を行う必要がある。

中小企業に対する災害時支援制度の充実等

施策分野：④⑨

- ① 自然災害等による中小企業の事業活動への影響を軽減するため、商工会等と連携して、村内中小企業の「事業継続力強化計画」の策定を促進

脆弱性
評価結果

村内中小企業や小規模事業者の「事業継続力強化計画」策定は進んでいない。災害による中小企業事業への影響を軽減するため、同計画の策定を推進する必要がある。

- ② 大規模地震の発生に備え、中小企業に施設や設備の耐震化等を促すため、地震災害防止対策のための県の融資制度等について、周知の推進

脆弱性
評価結果

村内中小企業に対する施設や設備の耐震化等の推進、地震災害防止対策のための県の融資制度の周知等ができていないため、周知を推進する必要がある。

4-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

今後の方針:p.35

発災後のインフラ復旧対策の推進

施策分野：⑤⑨

- ① 大災害発災後のインフラ復旧に対する災害対策本部等の対応力強化を図るため、関係機関と協議の上、各種マニュアルの整備や、それに基づく実効性ある防災訓練の実施

脆弱性
評価結果

「原村業務継続計画（BCP）」を策定し、大規模災害時に適切な業務執行する体制を整えている。また、「原村地域防災計画（令和3年）」では早期インフラ復旧に向けた各種予防計画を作成している。総合防災訓練では関係機関と連携し、災害発生時に即応できる体制を強化している。また、原村災害対策本部事務分掌表に基づき、各班災害時の対応を確認している。しかし、協定に基づく訓練が実施できていないため、実効性ある訓練の実施と災害時対応手順の確認が必要である。

災害時に備えた道路ネットワークの整備

施策分野：⑥

- ① 災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、定期的な点検や必要な補修を実施するとともに、橋梁・トンネル以外の道路施設の適切な維持管理と長寿命化対策を推進。道路構造物を効率的に管理するため、各施設の点検要領を運用する。国道、県道については、必要な箇所について要望を実施

脆弱性
評価結果

週に一度以上パトロールを実施し道路施設の危険箇所把握に努めている。橋梁は5年に一度、近接目視により定期点検を実施している。しかし、橋梁・トンネル以外の道路施設について計画的に点検修繕が行えていない。それらについて、定期的な点検や必要な補修を実施していく必要がある。

土砂災害対策の推進

重点

施策分野：⑥

- ① 道路法面崩壊や路肩決壊等の危険箇所の解消のため、引き続き法面对策工事等の防災対策を実施。国道、県道については、必要な箇所について要望を実施

脆弱性
評価結果

道路の現状把握を目的として、週に一度以上のパトロールを常時行い、発見した危険箇所においては速やかに対策を講じている。県道においては住民からの情報、パトロールで発見した危険箇所等の解消に向けて県へ要望している。しかし、法面崩壊や、路肩決壊が起こる可能性がある箇所の、位置や状況をまとめた資料が整備されておらず、今後の対策に向け整備を実施する必要がある。

農村整備事業

事前に備えるべき目標5：

流通、経済活動が停滞しないこと

5-1) 交通ネットワークの機能停止

今後の方針:p.37

災害時に備えた道路ネットワークの整備

施策分野：⑥

- ① 災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、「県の第2次緊急輸送路（県道 17 号線、同 197 号線）」について県へ橋梁の耐震化要望を実施

脆弱性
評価結果

県道について県とともに危険箇所のパトロールを実施しているが、県道 197 号線（払沢茅野線）、阿久川、小早川にかかる橋梁についての耐震化の要望や、県道 17 号線（茅野北杜葦崎線）、弓振川にかかる橋梁についての耐震化の要望はできていない。適切な要望を行う必要がある

道路の「除雪計画」の策定

施策分野：⑥

- ① 想定を超えた降雪に対し効率的な道路の除雪を行うため、主要道路管理者である県と連携した「除雪計画」の策定、見直しを実施。非常体制発令時に除雪優先路線の考え方に基づく除雪作業の実施を推進

脆弱性
評価結果

通常の降雪量の場合は、県と連携し、「除雪計画」に基づき計画的に「除雪作業」を実施している。想定を超える量の降雪があった場合は県・建設業者と連携して不通箇所の解消に努めているが、綿密な取決めがされていないため、今後進める必要がある。

5-2) 食料・飲料水等の安定供給の停滞

今後の方針:p.37

インフラ等耐震化及び長寿命化の推進

重点

施策分野：②

- ① 災害時における上下水道施設の安全性や信頼性を確保するため、施設の耐震化を図るとともに、災害時の対応体制の整備を推進。また、緊急輸送路周辺等も優先し耐震対策を実施

脆弱性
評価結果

施設更新による緊急対応の確保（水源・配水池等更新、耐震化の整備）が十分ではない。送配水管約 121 km のうち、耐震管は約 11 km。配水池は 11 か所あり、そのうち 5 か所は耐震施設となっている。「下水道 B C P」は平成 27 年に策定し、令和 2 年度に見直しを行ったが、今後も見直しを行う必要がある。

- ② 上下水道施設の長寿命化を図るため、上下水道施設の点検実施の強化の推進。管渠等施設の長寿命化対策の推進

脆弱性
評価結果

水道施設点検の実施及び下水道管路調査について実施できているが、重要管路の位置づけの明確化及びそれに基づく施設強化ができていない。長寿命化の推進に向け、これらを進める必要がある。

5－3）大規模地震による農業施設の倒壊等及び被害拡大と長期間にわたる農業の停滞

今後の方針:p.38

基幹的農業水利施設等の維持管理

施策分野：⑦⑨

農業の生産維持及び農家経営の安定化に向けて、基幹的農業水利施設等の点検・調査と計画的な整備を実施。また、地域資源としての農業用水利施設等を適切に保全管理するための体制整備を推進

脆弱性
評価結果

基幹的農業水利施設等について、「施設計画」を作成し、点検・調査を行っている。また、これらの農業用水利施設等について、地元関連団体が主となり保全管理をしている。しかし、農業の生産維持及び農家経営の安定化に向けて、基幹的農業水利施設等の点検結果をもとにした補助事業の検討が行われておらず、検討の必要がある。

事前に備えるべき目標6：

二次的な被害を発生させないこと

6-1) 土石流、地すべり等による二次災害の発生

今後の方針:p39

治山事業による土砂災害対策の推進

重点

施策分野：⑧

① 危険箇所の確認と、県へ「土石流対策」、「砂防対策」等の災害対策を要望

脆弱性
評価結果

県とともに危険箇所パトロールを実施している。弓振川上流域の土砂災害危険区域について、砂防対策を県に要望を上げている。村内の河川には護岸がない箇所が多くあり、土砂災害等が発生した場合には被害が大きくなる可能性がある。地元住民からの「護岸改修等の河川施設に関する要望」について進めているが、全てには対応できていない。そのため、優先順位付けをする等、対応を進める必要がある。

土砂災害対策の推進

重点

施策分野：⑧

① 土砂災害を未然に防止するため、引き続き危険度及び優先度の高い箇所等の土砂災害対策施設、人家戸数が多い箇所や重要インフラが近接した箇所、近年災害が発生した等土砂災害の危険性が高い箇所について重点的整備の推進と県への整備要望を実施

脆弱性
評価結果

ハザードマップを公開している。災害時には原村建設業協同組合と連携し、速やかに応急対策工事を実施する。災害後、二次災害を想定しパトロールの頻度を上げて状況把握に努めている。県管轄の危険箇所について県に要望をしている。土砂災害の危険性が高い箇所について重点的整備の推進は十分ではない。また、土砂災害を想定した避難訓練が十分には行われておらず、これらについて推進する必要がある。

6-2) 農業用水路、ため池、ダム等の損壊・機能不全による水利用の制限

今後の方針:p.39

農業生産基盤整備

施策分野：⑦⑨

① 狭小で不整形な農地や老朽化等により機能が低下した農道、農業水利施設等を抱える地域において、生産基盤整備を実施。生産性や農家所得の向上、新たな担い手への農地集積・集約化の推進を図ることで生産活動を持続し、農地の荒廃防止、村域保全を推進

脆弱性
評価結果

地区より要望のあった未整備の農地を小規模な基盤整備事業で実施し、農道・排水路等の整備を行い、新規就農者が耕作している。狭小で不整形な土地の基盤整備要望があっても、地権者全員の同意が得られず推進できない場所が多い。生産活動の維持を図るため、推進する必要がある。

6-3) 有害物質の大規模拡散・流出

今後の方針:p.39

危険物漏洩防止

施策分野：④⑦

- ① 一般家庭及び農家、工場等からの危険物漏洩防止について周知、指導の実施

脆弱性
評価結果

一般家庭への灯油流出等の啓発広報を行っているが、危険物施設の保安確保や維持管理、また安全教育等は、事業所に対しては行っていない。今後、災害発生時を想定した施策の実施が必要である。

6-4) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

今後の方針:p.40

地域活性化との連携

施策分野：⑦

- ① 就農意欲の喚起と就農定着を図り新規就農者を増加させるため、県の「農業次世代人材投資事業」や「新規就農者定着支援事業」の活用を図り、農業の担い手の確保・育成対策を推進

脆弱性
評価結果

新規就農に必要な「優良農地の確保」、「研修先の確保」、「住居の確保」等が不足している。これらについて、先行して検討する必要がある。

農業者に対する経営再建資金制度の周知

施策分野：⑦

- ① 自然災害で被害を受けた農家の経営維持のため、農家負担がより少なく迅速かつ効率的に経営再建に資する農作物等災害経営支援利子助成事業補助金について、周知を実施

脆弱性
評価結果

過去において、災害対応となる農作物等の被害が少なかったことから、農作物等災害経営支援利子助成事業補助金について積極的に周知を行っていない。仕組みを住民へ周知する必要がある。

農地の保全等による災害対策の推進

施策分野：⑦

- ① 野生鳥獣被害による農地や森林の荒廃を防ぐため、県と連携し、防護対策や捕獲対策、狩猟の担い手の確保・育成等、鳥獣被害防止対策を総合的に推進

脆弱性
評価結果

実際に狩猟を行う担い手の確保ができていない。鳥獣被害防止のために、狩猟の担い手の確保に努める必要がある。

6-5) 風評被害による観光客の減少と、地域農産物等の買い控えや市場価格の下落

今後の方針:p.40

放射能検査体制		施策分野：⑦⑨
① 農産物の放射性物質検査等について、迅速かつ効率的に実施できるよう、大規模災害の発生による有害物質の大規模拡散・流出を想定した効果的な検査体制の整備を検討する。		
脆弱性 評価結果	農薬、灯油等の少量の流出については、関係機関と協力し対応しているが、過去において、有害物質等が大規模に拡散・流出する事案がなかったことから、明確な組織体制が整っていない。未曾有の災害が発生することを念頭に組織体制の構築を行う必要がある。	

6-6) 避難所等における感染症のまん延等環境の悪化

今後の方針:p.41

災害時防疫体制の構築		重点	施策分野：③⑨
災害時、避難所には、高齢者・傷病者・妊婦・子ども等の配慮を要する人も避難してくるため、衛生管理等を徹底し、避難者の健康状態維持に向けた良好な生活環境整備のため、村の「避難所運営マニュアル」の改訂を推進			
脆弱性 評価結果	障がい者・高齢者の「避難マニュアル」は策定しているが、要配慮者のための避難マニュアル、衛生管理や生活環境に配慮した内容とはなっていない。要配慮者に配慮した避難所運営等の知識は十分ではないため、要配慮者のニーズを把握した「避難所運営マニュアル」に改訂する必要がある。		
避難所における新型コロナウイルス感染症等の感染症の大規模発生を防ぐため、避難者間の十分なスペースや、発熱・せき等の症状が出た者のための専用スペースを確保したレイアウトとするとともに、職員の対応力向上のための避難所開設訓練を実施			
脆弱性 評価結果	令和2年総合防災訓練では、新型コロナウイルス感染症対策を講じた避難所開設・運営訓練を実施した。避難者間のスペースや発熱・せき等症状がある者の専用スペースの確保に当たる際に様々な避難所で訓練を行い、状況に応じたレイアウトを行う必要がある。また、各避難所における最大の収容人数の把握が必要である。		

地域防災力の強化		重点	施策分野：⑦⑨
① 災害時における女性や子育て家庭、要配慮者のニーズに対応した避難所運営を推進するため、引き続き防災訓練、学習会等の機会を捉えて、女性や災害時要配慮者等に配慮した避難所の運営への参加について、啓発や周知を実施			
脆弱性 評価結果	村社会福祉協議会による防災学習会は開催できているが、要配慮者のニーズの把握、要配慮者に配慮した避難所運営等の知識を十分には確認できていない。また、要配慮者や女性、中でも妊産婦及び乳児に必要な物品等の備蓄が十分ではない。これらについて、福祉避難所の運営等のために、準備を進める必要がある。		

事前に備えるべき目標 7 :

被災した方々が、元の暮らしに迅速に戻ることに

7-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

今後の方針:p.42

災害廃棄物処理体制の整備		施策分野 : ⑧⑩
①	災害の発生時において、適切かつ円滑に災害廃棄物の処理が行われるよう、平常時から連携強化の推進	
脆弱性 評価結果	民間の大規模廃棄物処理業者と「災害廃棄物等の処理に関する基本協定」を、令和2年3月23日に締結済みであるが、村として「災害廃棄物処理計画」は未策定である。円滑な廃棄物処理のため、「災害廃棄物処理計画」の策定が必要である。	

7-2) 道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態

今後の方針:p.42

災害時応急対策の推進		施策分野 : ⑥
①	策定災害時の道路啓開等の応急対策業務を円滑に実施するため、訓練の実施、災害時の応急点検マニュアルの整備を推進	
脆弱性 評価結果	災害のおそれがあるときのパトロール箇所を明確化しており、迅速に業務を始められる体制にある。災害があった際は原村建設業協同組合と連携し迅速に道路警戒等の応急対策業務にあたる体制を取っている。しかし、道路啓開等の訓練は実施していない。	

7-3) 倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態

今後の方針:p.42

住家土地の復旧準備		施策分野 : ①⑨
①	大規模災害時、多くの人員を要するとともに、住家被害認定調査等の災害対応業務について、研修等を通じ、円滑に遂行できる職員育成の推進	
脆弱性 評価結果	長野県が主催する住家の被害認定等に関する研修会等各種研修会への参加を通じ、災害にかかる住家被害認定業務の制度概要や被害認定調査方法等、職員の知識習得を図っている。しかし、大規模災害時、膨大な量の災害対応業務の発生等により、罹災証明書の発行が円滑に行われぬおそれがあることから、あらかじめ罹災証明書発行体制を確保する必要がある。	

②	災害後の速やかな現地復元と円滑な復旧・復興を確保するために地籍図等の整備（地籍調査）の推進
脆弱性 評価結果	今まで地籍調査を実施しておらず、また、古くから測量を行っていない土地では地積測量図が作成されていないため、土地の面積及び境界が正確に把握できず、地籍図の整備に至っていない。地籍調査の実施について検討する必要がある。

7-4) 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

今後の方針:p.43

地域防災力の強化 重点 施策分野：①⑨⑩	
①	自主防災組織を育成するため、地域防災リーダー養成、自主防災組織レベルでの地域防災力強化の取り組みを引き続き推進。また、防災関係機関に対する啓発及び地域防災リーダー養成講座への女性の参加の推進と、地域防災リーダーを活用し、地域ごとの災害特性に対する必要な防災対策、防災意識の啓発を推進
脆弱性 評価結果	令和2年度より自主防災組織連絡会議を開催し、自主防災組織相互の情報共有や活動連携を促進するとともに、研修会を通じて防災体制の強化を図っている。また、原村自主防災組織防災活動支援補助金を活用した防災士資格取得に係る経費の10分の10を補助することを周知し、自主防災組織のリーダーを担う防災士の養成に努めている。 自主防災組織での「女性の参加」の必要性、重要性は高いが、現状、地区の役員は男性が務めることが多い。本村は、別荘やペンションが多い特殊な環境でもあるが、災害発生時の別荘滞在者、ペンション宿泊客の避難等を想定した訓練が実施できていないため、対策の検討が必要である。
②	地域における防災力の向上を図るため、防災士養成の推進
脆弱性 評価結果	村内の防災士資格取得者数の把握と、防災士資格取得者が中心となった防災活動は実施できていない（令和3年度現在は区長中心）ため、防災士の把握とその知見の最大限の活用を図る方法を検討する必要がある。

復旧復興の準備 施策分野：①⑨⑩	
①	被災者の相談体制（公共交通機関、道路、ライフライン、物資調達、消費者被害、DV等被害者生活相談、放射線の影響、法律、税務及び行政書士業務等）の整備（窓口の強化やマニュアルの見直し等）
脆弱性 評価結果	被災者等の要望・相談に関することは住民財務班で対応することとしている（災害対策本部事務分掌表）。しかしながら、被災者の相談内容は多岐にわたるため各班連携する対応力を強化する必要がある。職員数が少ない中、災害対応に従事しながら相談業務を行う体制が整備できていない。災害後は住民からの相談業務が増えることが予想されるため、可能な範囲で実施できる形を庁内で検討する必要がある。

福祉避難所等の運営体制の充実等

重点

施策分野：③⑨

- ① 災害時の円滑なボランティアの受入れ及び派遣体制の整備のため、村社会福祉協議会の災害ボランティアセンターの設置・運営訓練の実施を推進

脆弱性
評価結果

ボランティア協議会は設置できているが、原村災害ボランティアセンターの設置について決まっておらず、検討を進め、手順を定める必要がある。

- ② 災害時の障がい者福祉施設間において被災障がい者の受入れを円滑に行うため、事務処理フローを作成するとともに、受入れ後の施設運営が適切に行えるよう職員等の協力体制構築の推進

脆弱性
評価結果

障がい者福祉施設と福祉避難所の協定を締結している。しかし、福祉施設との間で、事務処理フローの作成や協力体制の構築（防災資源等の整備）は実施できておらず、検討が必要である。

有形文化財（建造物）の耐震対策の推進

施策分野：①⑪

- ① 村指定有形文化財（建造物）の耐震対策推進の推進

脆弱性
評価結果

令和3年度現在の村指定文化財のうち建物は、中新田区にある回り舞台だけであり、耐震対策、防火設備対策ができていない。県宝指定土器を収蔵する「八ヶ岳美術館」と「原村埋蔵文化財収蔵庫」は旧耐震基準の建物である。また、防火設備については、毎年点検を行い、問題はない。耐震・防火設備について、どのような対策が可能なのかを検討する必要がある。

(別紙2) 担当課・係一覧

起きてはならない 最悪の事態	施策項目	施策	担当課	関係課
住宅の倒壊や、住宅 地の火災による死傷 者の発生	地震防災訓練の 実施	住民の防災意識の高揚を図るため、住民参加型の地震防災訓練実施	総務課 情報防災係	
	防災体制の普 及・啓発	日頃の災害への備えや最新の情報等について、村ホームページや「広報 はら」を用いて、広く住民に周知を推進	総務課 情報防災係	
	建築物等の耐震 対策の推進	村営住宅の安全性の確保・向上を図るため、建て替えや改善事業等を実施	建設水道課 環境係	
		住宅・建築物の地震に対する安全性の向上のため、引き続き、「原村木造 住宅耐震診断士派遣事業耐震診断」「原村耐震改修事業補助金交付事 業」の活用と、耐震改修促進税制等の周知により、木造住宅等の耐震化を 促進	建設水道課 環境係	
多数の者が利用す る施設の倒壊・火災 による死傷者の発生	役場庁舎等の耐 震化	役場をはじめとする災害拠点施設等を含む村有施設の安全性を確保する ため、耐震改修及び解体等を実施し、適切な維持管理を実施	子ども課 教育総務係 子育て支援係 生涯学習課 生涯学習係 スポーツ係	
			総務課 総務係 子ども課 教育総務係 子育て支援係 生涯学習課 生涯学習係 スポーツ係 商工観光課 商工観光係 保健福祉課 福祉係	
	地域防災力の強 化	消防・防災体制の充実のため、村が整備した備蓄庫、耐震性貯水槽、防火 水槽等の整備の推進	消防室	
	災害に強いまち づくりの推進	危険な空き家の解消を図るため、空き家対策を推進	建設水道課 環境係	
河川の氾濫に伴う住 宅等の建築物の浸 水	福祉避難所等の 運営体制の充実 等	災害時において避難行動要支援者の円滑な避難を行うため、引き続き地震 防災訓練等を通じて、要配慮者を対象とした避難所の設置・運営訓練の実 施等を推進	保健福祉課 福祉係	総務課 情報防災係
	農地の保全等 による災害対策の 推進	農地の浸水が懸念される地域において、排水機場等の農業用水利施設等 の整備と大規模な災害発生時にも営農活動が継続される体制構築	農林課 農村整備係	
	水防対策の推進	洪水災害を未然に防止するため、引き続き必要な改良等の対策、河川施 設の長寿命化を国、県に要望 水害から住民の生命を守るため、引き続き水防用資材の定期的な更新と 備蓄の実施	建設水道課 建設係 消防室	
土砂災害、地すべり 等による死傷者の発 生	土砂災害対策の 推進	森林の山地災害防止機能を確保するための整備を適切に実施。治山事業 の推進と治山施設の長寿命化、適正な維持・管理を行うよう国・県に要望	建設水道課 建設係	
	農地の保全等 による災害対策の 推進	農業生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、農地保全対策や農業水 利施設等の点検・調査を進めるとともに、耐震化対策や長寿命化対策につ いて計画的な整備の実施。また、農地や農業用施設等の地域資源の適切 な保全管理や自立的な防災、復旧活動の体制整備の推進	農林課 農村整備係	
	農業・農村の多 面的機能の維 持・増進	農業・農村の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、実情に応じた荒 廃農地の再生の実施、農地中間管理機構等を活用した農地の流動化や担 い手のニーズに合った集積、引き続き、荒廃農地の発生防止・解消対策を 推進	農林課 農政係	
地震等による観光客 等の死傷者の発生	防災体制の充 実・強化	他自治体との連携を強化することにより、本村に起こりうる大規模災害に適 切に対応できる体制の充実を図るため、引き続き必要な協定の締結を推 進。定期的な連絡会議、広域連携に係る訓練等に参加し、他自治体と「顔 の見える関係」の構築に努め、課題の把握や改善を推進	総務課 情報防災係	
	災害時応急対策 の推進	災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務を実施するため、建 設関係団体との連絡体制等を常に最新のものになるよう随時協定を更新	建設水道課 建設係	
避難指示の判断の 遅れや、情報伝達手 段の不備に伴う避難 の遅れによる死傷者 の発生	災害時要配慮者 等の支援体制の 充実	発災時に要配慮者を守るため、避難訓練の実施を促進するとともに、学校 での防災意識の啓発と保健センターの安全確保を推進	子ども課 教育総務係 保健福祉課 福祉係 健康づくり係	
		避難行動要支援者台帳の作成、「原村障がい者等防災・避難マニュアル」 の改訂、災害時要配慮者等の支援体制の充実	保健福祉課 福祉係	
	防災体制の普 及・啓発	災害時の聴覚障がい者に対する情報支援のため、県の「手話通訳者・要 約筆記者の派遣」等、具体的な検討を実施。また、新たに発達障がい者が 情報支援の対象として国の方針に位置づけられたことを踏まえ、支援体制 をどのようにしていくか検討	保健福祉課 福祉係	
		日頃の災害への備えや身を守る行動等を学ぶ防災教育について、幼少期 から、学校や防災組織等を通じ推進	子ども課 教育総務係	

起きてはならない 最悪の事態	施策項目	施策	担当課	関係課
2-1 長期にわたる孤立集 落等の発生	地域防災力の強 化	災害対応用のブルーシート、毛布、簡易トイレ等の備蓄体制の充実を図るため、県と連携した備蓄必要量の継続確保に向けた備蓄の基本的な考え方を検討する等、引き続き備蓄資機材の確保を推進	総務課 情報防災係	
		村立小中学校における避難所運営体制の整備を図るため、備蓄品の整備等について県と連携し推進	総務課 情報防災係	
		避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施と家庭での備蓄促進	総務課 情報防災係	
		在宅避難での備蓄促進を防災訓練や広報誌等で啓発。家庭での保存食の備蓄を推奨	総務課 情報防災係	
	災害時応急対策 の推進	災害時、迅速に応急仮設住宅及び賃貸住宅、宿泊施設等を確保するため、事務処理手順や県との連絡体制の構築を推進	総務課 情報防災係	建設水道課 環境係
	社会福祉施設の 防災資機材等の 整備	高齢者施設、障がい者福祉施設等における防災資機材等の整備推進・促進	保健福祉課 福祉係	
	災害時保健医療 体制の整備	災害時の人工透析医療提供体制の維持・整備のため、引き続き要配慮者台帳の整備、支援計画作成を推進	保健福祉課 健康づくり係	
2-2 消防、自衛隊による 救助・救急活動等の 不足	災害時に備えた 道路ネットワーク の整備	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援活動を支える道路の確保を図るため、引き続き道路の整備を実施。災害に強い道路網や沿線地域住民の避難路の確保につながる「生活道路」整備の推進と、県への整備要望を実施	建設水道課 建設係	
	救助・救急体制 の強化	災害発生時に生活必需物資を速やかに調達するため、協定締結小売業者等と協定内容の見直し及び新規締結の実施。村外、県外からの救援物資の受入れ、保管・管理、払い出し、輸送については、運送業者、倉庫業者、自衛隊との連携も含め、計画的に推進	総務課 情報防災係	総務課 総務係
		基幹農道は、大規模地震や豪雨災害等の発生時には避難路や緊急輸送路としての補助的な役割も担う。県と連携を図り、計画的に重要度の高い農道の施設について長寿命化、耐震化対策を推進	建設水道課 建設係	農林課 農村整備係
		災害発生時の代替輸送路や地域の孤立防止対策として林道を有効活用できるよう、引き続き林道の整備や林道施設の長寿命化・機能強化を推進	農林課 農村整備係	建設水道課 建設係
		災害対応力強化のため、引き続き災害時の救出及び救助活動に従事する消防団員に必要な装備資機材の整備を推進	消防室	
		消防団員の確保対策及び消防団の活性化のため、広報の実施と消防団活性化施策の見直し	消防室	
		地域の防災力を強化するため、コミュニティ助成事業の利用による自主防災組織の防災資機材等の整備を推進	総務課 情報防災係	
		長野県災害医療活動指針等に基づき、DMAT(災害派遣医療チーム)、DPAT(災害派遣精神医療チーム)、及びDHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)等の要請手順の確認、受入れ体制の整備	消防室	
		大規模地震等の発生時等に、「長野県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、県消防防災ヘリコプターによる人員搬送や物資輸送、ドクターヘリの運用が円滑に行えるよう、引き続き消防本部と連携を図り、ヘリポートの確保・整備を推進	消防室	
		大規模災害時に村外からの燃料供給が断たれた場合においても、救援・救助活動等を間断なく実施するため、緊急車両等に供給する燃料を、村内に備蓄し、燃料の安定供給を確保	総務課 情報防災係	
	福祉避難所等の 運営体制の充実 等	災害時要配慮者の避難誘導、移送訓練等実施の推進。避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等の確認の推進	保健福祉課 福祉係	
2-3 救助・救急、医療活 動のためのエネル ギー供給の長期途 絶	帰宅困難者・滞 留旅客等の保護	災害時に帰宅困難者、滞留者及び孤立集落の住民の搬送体制を構築するため、定期的に交通関係者と協議を行い、より適切な意識共有と連絡体制の確立を実施	消防室	
2-4 医療機関、医療従事 者の不足や、医療施 設の被災による医療 機能のまひ	災害時保健医療 体制の整備	災害時の保健医療救護等に関する協定内容について、必要に応じ見直しを行い、関係団体との協力関係の強化を推進	保健福祉課 健康づくり係	
		災害時の対応能力の強化を図るため、原村国保直営診療所を中心に村内の医療機関の防災訓練への参加と診療所における業務継続計画(BCP)の整備を促進	保健福祉課 健康づくり係	総務課 情報防災係
2-5 被災地における感染 症・疫病等の大規模 発生	災害時防疫体制 の構築	新型コロナウイルス感染症等の感染症まん延に対する適切な防疫体制の準備を推進。また、社会福祉施設や小中学校に対処策の周知を実施することと合わせ、定期予防接種率の向上を推進	子ども課 教育総務係	保健福祉課 健康づくり係

起きてはならない 最悪の事態	施策項目	施策	担当課	関係課
3-1 村役場をはじめとする 地方行政機関の 大幅な機能低下	防災体制の充 実・強化	災害時の初動体制、業務継続体制を確保するため、登庁可能職員数の確保、非常参集体制の見直しを実施。必要に応じ、非常参集訓練、研修等実施	総務課 総務係	総務課 情報防災係
		災害による電力供給の停止の長期化に備え、非常用発電機用の燃料タンクの満量化を引き続き実施	総務課 総務係	
		自主防災組織のリーダーや、今後、自主防災組織の結成を目指す地域の代表者等を対象とした研修会や、より高度な知識や技能を習得するための実践的な研修会を開催し、自主防災活動リーダーの養成を推進	総務課 情報防災係	
		村職員に自然災害危機管理に係る防災研修を実施し、早期の支援が期待される避難所運営等について災害対策本部の各班業務の研修や訓練を推進	総務課 情報防災係	総務課 総務係
		地域における自立・分散型エネルギーの導入を図るため、防災拠点の非常用電源について、太陽光発電システム等の導入を検討、推進	建設水道課 環境係	
		大規模災害時の被災による村の行政機能の大幅な低下を防止し、他自治体からの応援を円滑に受け入れることができるよう、各応援協定に基づいた「原村受援計画」策定を推進	総務課 情報防災係	
	業務継続環境の構築	新型コロナウイルス感染症等の流行時には、災害対策本部機能を分散化しながら、情報共有体制を確保する等、感染症対策を踏まえた対応の実施	総務課 情報防災係	
3-2 停電、通信施設の倒 壊による情報通信の まひ・長期停止	緊急時通信機器 の整備等	庁舎の災害対応力の強化	総務課 情報防災係	
		回線の切断等に伴う情報通信のまひ・長期停止に備え、情報通信基盤の充実を図るため、回線の冗長化の推進	総務課 情報防災係	
		緊急時連絡リストの共有と、通信機器の拡充・整備及び通信手段の確保、通信担当の指名	総務課 情報防災係	
		迅速かつ的確な初動対応を実現するため、長野県防災情報システムの運用により現場の情報を迅速かつ正確に伝える体制の構築	総務課 情報防災係	
3-3 テレビ・ラジオ放送の 中断等により災害情 報が必要な者に伝 達できない事態	防災・災害情報 提供体制の整備	災害時における被害情報収集・伝達体制の確立のため、引き続き防災行政無線施設の維持管理や更新等により通信機能の強化を推進	総務課 情報防災係	
		外国人の場合、既存の行政情報の伝達等に不利な条件下にあり、必要な防災・避難情報にアクセスできないことが想定されるため、事前に災害対応方法の周知を準備	住民財務課 住民係	総務課 情報防災係
		通信機能の強化	公的な拠点における無線LAN、Wi-Fi環境整備の一層の推進	商工観光課 商工観光係
		地域防災力の強化	住民が正確な情報を確実に入手できるよう、村ホームページ、SNS等を活用した多様な手段による情報提供を実施	総務課 情報防災係
3-4 災害時における村診 療所等の倒壊等によ る医療機能の大幅 な低下や停止	地域防災力の強化	災害発生時の効果的情報収集体制の確立のため、デジタル簡易無線器の維持と衛星携帯電話及び災害時優先電話の機能拡充について検討	総務課 情報防災係	
		原村国保直営診療所を中心に、村内の医療機関の耐震化の促進	保健福祉課 健康づくり係	
4-1 電力供給ネットワーク (発電所、送配 電設備)や石油・LP ガスサプライチェー ンの機能の停止	地域の自立型エ ネルギー導入の 促進	家庭における省エネルギーの推進や、災害時における集中型電源の喪失にも有効な自立・分散型エネルギー設備の導入を促進	建設水道課 環境係	
		自然災害等による中小企業の事業活動への影響を軽減するため、商工会等と連携して、村内中小企業の「事業継続力強化計画」の策定を促進	商工観光課 商工観光係	
		大規模地震の発生に備え、中小企業に施設や設備の耐震化等を促すため、地震災害防止対策のための県の融資制度等について、周知の推進	商工観光課 商工観光係	
4-2 上水道等の長期間 にわたる供給停止	発災後のインフラ 復旧対策の推進	大災害発災後のインフラ復旧に対する災害対策本部等の対応力強化を図るため、関係機関と協議の上、各種マニュアルの整備や、それに基づく実効性ある防災訓練の実施	総務課 情報防災係	
4-3 地域交通ネットワー クが分断する事態	災害時に備えた 道路ネットワーク の整備	災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、定期的な点検や必要な補修を実施するとともに、橋梁・トンネル以外の道路施設の適切な維持管理と長寿命化対策を推進。道路構造物を効率的に管理するため、各施設の点検要領を運用する。国道、県道については、必要な箇所について要望を実施	建設水道課 建設係	
		土砂災害対策の推進	道路路面崩壊や路肩決壊等の危険箇所の解消のため、引き続き法面対策工事等の防災対策を実施。国道、県道については、必要な箇所について要望を実施	建設水道課 建設係

起きてはならない 最悪の事態	施策項目	施策	担当課	関係課
5-1 交通ネットワークの 機能停止	災害時に備えた 道路ネットワーク の整備	災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、「県の第2次緊急輸送路(県道17号線、同197号線)」について県へ橋梁の耐震化要望を実施	建設水道課 建設係	
	道路の「除雪計画」の策定	想定を超えた降雪に対し効率的な道路の除雪を行うため、主要道路管理者である県と連携した「除雪計画」の策定、見直しを実施。非常体制発令時に除雪優先路線の考え方に基づく除雪作業の実施を推進	建設水道課 建設係	
5-2 食料・飲料水等の安定供給の停滞	インフラ等耐震化及び長寿命化の推進	災害時における上下水道施設の安全性や信頼性を確保するため、施設の耐震化を図るとともに、災害時の対応体制の整備を推進。また、緊急輸送路周辺等も優先し耐震対策を実施	建設水道課 上下水道係	
		上下水道施設の長寿命化を図るため、上下水道施設の点検実施の強化の推進。管渠等施設の長寿命化対策の推進	建設水道課 上下水道係	
5-3 大規模地震による農業施設の倒壊等及び被害拡大と長期間にわたる農業の停滞	基幹的農業水利施設等の維持管理	農業の生産維持及び農家経営の安定化に向けて、基幹的農業水利施設等の点検・調査と計画的な整備を実施。また、地域資源としての農業用水利施設等を適切に保全管理するための体制整備を推進	農林課 農村整備係	
6-1 土石流、地すべり等による二次災害の発生	治山事業による土砂災害対策の推進	危険箇所の確認と、県へ「土石流対策」、「砂防対策」等の災害対策を要望	建設水道課 建設係	
	土砂災害対策の推進	土砂災害を未然に防止するため、引き続き危険度及び優先度の高い箇所等の土砂災害対策施設、人家戸数が多い箇所や重要インフラが近接した箇所、近年災害が発生した等土砂災害の危険性が高い箇所について重点的整備の推進と県への整備要望を実施	建設水道課 建設係	
6-2 農業用水路、ため池、ダム等の損壊・機能不全による水利利用の制限	農業生産基盤整備	狭小で不整形な農地や老朽化等により機能が低下した農道、農業水利施設等を抱える地域において、生産基盤整備を実施。生産性や農家所得の向上、新たな担い手への農地集積・集約化の推進を図ることで生産活動を持続し、農地の荒廃防止、村域保全を推進	農林課 農村整備係	
6-3 有害物質の大規模拡散・流出	危険物漏洩防止	一般家庭及び農家、工場等からの危険物漏洩防止について周知、指導の実施	建設水道課 環境係	
6-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	地域活性化との連携	就農意欲の喚起と就農定着を図り新規就農者を増加させるため、県の「農業次世代人材投資事業」や「新規就農者定着支援事業」の活用を図り、農業の担い手の確保・育成対策を推進	農林課 農政係	
	農業者に対する経営再建資金制度の周知	自然災害で被害を受けた農家の経営維持のため、農家負担がより少なく迅速かつ効率的に経営再建に資する農作物等災害経営支援利子助成事業補助金について、周知を実施	農林課 農政係	
	農地の保全等による災害対策の推進	野生鳥獣被害による農地や森林の荒廃を防ぐため、県と連携し、防護対策や捕獲対策、狩猟の担い手の確保・育成等、鳥獣被害防止対策を総合的に推進	農林課 農村整備係	
6-5 風評被害による観光客の減少と、地域農産物等の買い控えや市場価格の下落	放射能検査体制	農産物の放射性物質検査等について、迅速かつ効率的に実施できるよう、大規模災害の発生による有害物質の大規模拡散・流出を想定した効果的な検査体制の整備を検討する。	農林課 農政係	
6-6 避難所等における感染症のまん延等環境の悪化	災害時防疫体制の構築	災害時、避難所には、高齢者・傷病者・妊婦・子ども等の配慮を要する人も避難してくるため、衛生管理等を徹底し、避難者の健康状態維持に向けた良好な生活環境整備のため、「村の避難所運営マニュアル」の改訂を推進 避難所における新型コロナウイルス感染症等の感染症の大規模発生を防ぐため、避難者間の十分なスペースや、発熱・せき等の症状が出た者のための専用スペースを確保したレイアウトとするとともに、職員の対応力向上のための避難所開設訓練を実施	保健福祉課 福祉係	
	地域防災力の強化	災害時における女性や子育て家庭、要配慮者のニーズに対応した避難所運営を推進するため、引き続き防災訓練、学習会等の機会を捉えて、女性や災害時要配慮者等に配慮した避難所の運営への参加について、啓発や周知を実施	保健福祉課 健康づくり係	総務課 情報防災係
			保健福祉課 福祉係	総務課 情報防災係

起きてはならない 最悪の事態	施策項目	施策	担当課	関係課
7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	災害廃棄物処理体制の整備	災害の発生時において、適切かつ円滑に災害廃棄物の処理が行われるよう、平常時から連携強化の推進	建設水道課 環境係	
7-2 道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態	災害時応急対策の推進	策定災害時の道路啓開等の応急対策業務を円滑に実施するため、訓練の実施、災害時の応急点検マニュアルの整備を推進	建設水道課 建設係	
7-3 倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態	住家土地の復旧準備	大規模災害時、多くの人員を要するとともに、住家被害認定調査等の災害対応業務について、研修等を通じ、円滑に遂行できる職員育成の推進 災害後の速やかな現地復元と円滑な復旧・復興を確保するために地籍図等の整備（地籍調査）の推進	住民財務課 税務係 総務課 企画振興係	
7-4 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	地域防災力の強化	自主防災組織を育成するため、地域防災リーダー養成、自主防災組織レベルでの地域防災力強化の取り組みを引き続き推進。また、防災関係機関に対する啓発及び地域防災リーダー養成講座への女性の参加の推進と、地域防災リーダーを活用し、地域ごとの災害特性に対する必要な防災対策、防災意識の啓発を推進	総務課 情報防災係	
		地域における防災力の向上を図るため、防災士養成の推進	総務課 情報防災係	
	復旧復興の準備	被災者の相談体制（公共交通機関、道路、ライフライン、物資調達、消費者被害、DV等被害者生活相談、放射線の影響、法律、税務及び行政書士業務等）の整備（窓口の強化やマニュアルの見直し等）	総務課 情報防災係	
	福祉避難所等の運営体制の充実等	災害時の円滑なボランティアの受入れ及び派遣体制の整備のため、村社会福祉協議会の災害ボランティアセンターの設置・運営訓練の実施を推進 災害時の障がい者福祉施設において被災障がい者の受入れを円滑に行うため、事務処理フローを作成するとともに、受入れ後の施設運営が適切に行えるよう職員等の協力体制構築の推進	保健福祉課 福祉係 保健福祉課 福祉係	
	有形文化財（建造物）の耐震対策の推進	村指定有形文化財（建造物）の耐震対策推進の推進	生涯学習課 文化財係	

(別紙3) 用語解説

あ行	
衛星携帯電話	衛星電話とも言い、通信衛星と直接通信するため、災害時でも、地上携帯電話網の機器損傷にかかわらず使用することが可能な電話サービスのこと。
か行	
旧耐震基準	昭和 56 年 5 月 31 日以前に認可を受けた（完成時期ではない）建築物の基準で、「震度 5 強程度の揺れでも建物が倒壊せず、破損したとしても補修することで生活が可能な構造基準」として建築基準法に設定されたもの。現在は耐震基準を震度 6 とした新耐震基準が適用されている。
緊急輸送路	大規模な地震等の災害が発生した場合、救命活動や物資輸送を円滑に行うために、国・県・市町村等が事前に指定する道路。
さ行	
災害時要配慮者	災害時要配慮者とは、高齢者、障がいのある方、妊産婦、乳幼児・児童、日本語に不慣れな外国人等、災害発生時に必要な情報を把握することや、一人で避難することが難しい人、避難生活等が困難な人の総称。平成 25 年 6 月の災害対策基本法の一部改正より、自治体の「地域防災計画」内やマニュアル等が作成されている。
災害廃棄物処理計画	実際に災害が起きた時に、どのように災害廃棄物に対処するかを事前に定めたもの。被害予測に基づく災害廃棄物の発生量推計をもとに、処理体制、仮置き場の設定、分別処理、環境対策等を明記する。
事業継続計画（BCP）	BCPは、Business Continuity Planの略。災害や事故等の発生により、利用できる資源に制約がある状況下においても、重要業務を中断させず、中断した場合でも迅速に重要な機能を再開させ、業務中断に伴うリスクを最低限にするために、平常時から事業継続について戦略的に準備しておく計画。
自主防災組織	災害対策基本法第 5 条 2 において規定されている、地域住民による任意の防災組織のこと。発災直後の人命救助や初期の消火活動、地域に根差した要配慮者等の避難誘導において、公的組織の救助等を補完し、効果的に機能する。
指定避難場所	被災者の円滑な救済活動を実施し、一定の生活環境を確保する観点から、被災者が一定期間生活する場所として、あらかじめ指定された政令等の基準に適合する学校や公民館等の公共施設等のこと。
住家被害認定調査	災害により被災した住家の被害程度（全壊、半壊等）を認定することをいい、市町村が実施する。被災者に対する罹災証明書の発行に必要な調査であり、被災者に対する義援金の支給、災害救助法による応急修理、被災者生活再建支援法による支援金の支給等の判断につながる。
受援計画	大規模災害時に、他の自治体や関係機関からの応援を迅速に効果的に受入れられるよう、支援を要する業務や、受入れ態勢等を事前に具体的に定めた計画。
冗長化	システムや機器に何らかの障害が発生した場合にも、システム全体の機能を維持し続けられるように、予備の仕組みをバックアップとして配置し、必要時には瞬時に切替えができるようにしておくこと。
消防団	消防署とともに火災や災害への対応、予防啓発活動等を行う、消防組織法に基づいた消防組織である。

た行	
地域防災計画	災害対策基本法第42条に基づき、町域における各種災害や大規模事故等に関し、住民の生命身体及び財産を保護するため、自治体の処理すべき事務または業務を中心として、防災関連機関、住民等がそれぞれ相互に協力して災害予防、災害応急、災害復旧活動にあたるための諸施策の基本を定めた計画。
デジタル簡易無線機	無線従事者が不要な無線局であり、災害時等に想定される自治体内の通信に活用しやすい。
データセンター	各種のコンピューターシステムのデータを保管するために、サーバーや関連機器を設置、運用する施設のこと。災害等により自治体のデータを喪失した場合でも、データセンター内にデータを保管していれば、データを復旧することができる。
同報系防災行政無線	屋外拡声器等により、村から住民等に対して直接・同時に防災情報や行政情報を伝えるシステムのこと。車載型や携帯型により、主として行政機関内の通信手段とするものは移動系防災行政無線という。
道路啓開	緊急車両等の通行のため、まずは1車線でも通れるように早急に最低限のがれきの処理を行い、簡易な段差修正により救援ルートを開けること。
土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法に基づき、土石流、地すべり、がけ崩れの各事象に対して、警戒区域（イエローゾーン）と特別警戒区域（レッドゾーン）を県知事が指定する。警戒区域に指定されると、市町村は「地域防災計画」に避難体制を定め、また、特別警戒区域に指定された場合には、住宅の建築・改築等に一定の制限がかかる。村内には警戒区域が3か所、特別警戒区域が3か所ある。
トリアージ	災害発生時等に多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を決める行為のこと。限られた医療能力を最大限に活用するため、重症度等に応じて第1順位から第4順位に分け、治療順位、搬送順位等に反映する。
な行	
南海トラフ巨大地震	フィリピン海プレートとユーラシアプレートとのプレート境界の沈み込み帯である南海トラフ沿いが震源域と考えられる巨大地震のこと。今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの大地震が70～80%の確率で発生するとされている。
農業水利施設	農地へのかんがい用水の供給を目的とするかんがい施設と、農地における過剰な地表水及び土壌水の排除を目的とする排水施設に大別される。かんがい施設には、ダム等の貯水施設や、取水堰（しゅすいぜき）等の取水施設、用水路、揚水機場、分水工、ファーム Pond 等の送水・排水施設があり、排水施設には、排水路、排水機場等がある。このほか、かんがい施設や排水施設の監視や制御・操作を行う水管理施設がある。
農作物等災害経営支援利子助成事業補助金	災害により農作物等に著しい被害を受けた農業者の農業経営の安定を図るため、長野県が行う「農作物等災害経営支援利子助成事業補助金交付要綱」に該当する被害農業者に融資機関が貸し付けた「災害対策資金」の利子に対し、補助金を交付するもの。
農地中間管理機構・事業	退職するため農地を貸す時、利用権を好感し分散した農地をまとめる時、そして新規就農の際に農地を借りる時に活用できる、農地の中間受皿となる都道府県の第3セクター組織のこと。長野県では、公益財団法人長野県農業開発公社がそれにあたる。
法面	道路や宅地の造成に伴い、切土や盛土によりつくられる人工的な斜面のこと。安定のため補強がなされるが、災害時には崩壊する可能性があり、定期的な点検と対策が必要となる。

は行	
ハザードマップ	地域や都市の状況に合わせ、危険情報を公開・掲載した被害予測図であり、土砂災害や水の危険区域、地震時の避難場所、避難経路等を記載している。災害の種別ごとに被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路の位置等を表示した地図。
避難行動要支援者	生活の基盤が自宅にある要配慮者（高齢者、障がい者、乳児、その他の特に配慮を要する者）のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する一定の要件（第1種身体障がい者手帳、要介護認定3～5等）に該当する人。
避難支援等関係者	避難行動要支援者名簿を活用し、日頃からの声掛け等を通じて避難行動要支援者の見守り活動を行うことや、災害発生時等に避難行動要支援者の避難支援や安否確認、避難所等での生活支援の実施に携わる関係者のこと。
福祉避難所	災害発生後に高齢者や障がいのある方等、一般的な避難所では生活に支障がある方が一時的に生活の場を確保するための避難施設。
防災士	自助・共助・協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を習得したことを、特定非営利活動法人「日本防災士機構」が認証した人で、災害に関する総合的な知識と実践のための技能を持ち、自主防災組織等において防災リーダーとしての役割を担う人を指す。
ま行	
無線LAN	無線通信を利用して構築されるLAN（同一敷地または建物等に構築されたネットワーク）のこと。Wi-Fiはその規格の一つに付随する登録商標。
や行	
揚水機場	河川等からポンプにより水をくみ上げ、用水路を通じて水田へ農業用水を送る施設のこと。
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を必要とする人。
ら行	
罹災証明書	被災者から申請があったときに、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し交付する書類のこと。災害による被害の程度を証明する書面であり、被災者に対する義援金の支給、災害救助法による応急修理、被災者生活再建支援法による支援金の支給等の判断に使用する。
リスクコミュニケーション	社会を取り巻く様々なリスクに関する情報や意見を、行政、専門家、企業、住民等関係者の間で相互に交換し、相互理解を深めること。
ABC	
CSIRT	Computer Security Incident Response Teamの略で、シーサートと読む。「コンピューターに関するセキュリティ事故」に対応する組織体のこと。
L2スイッチ	データの保存時に、レイヤ2（データリンク層）レベルで行き先を振り分けるシステム上のスイッチのこと。
WAN	Wide Area Networkの略で、世界中等の遠く離れたエリアとつながったネットワークを指す。「インターネット」もWANの一つ。
Wi-Fi	無線LANに関する登録商標の一つ。広く普及をしており、誰もがアクセスできる公衆無線LANの整備は、災害時の情報入手の上で重要な要素。

令和4年3月

発 行 長野県原村

編 集 総務課情報防災係

〒391-0192 長野県諏訪郡原村 6549 番地 1

T e l : 0266-79-2111 (代表)

F a x : 0266-79-5504

ホームページ : <https://www.vill.hara.lg.jp/>